

出第一〇号)

○左藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として公益財團法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長布村幸彦君の出席を求め、意見を聴取し、政府参考人として文部科学省初等中等教育局長瀧本寛君、高等教育局長伯井美徳君、研究振興局長杉野剛君、研究開発局長生川浩史君、スポーツ次長藤江陽子君及び文化庁次長矢野和彦君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総務第五局長原田祐平君の出席を求める、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○左藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。神山佐市君。

○神山委員 おはようございます。自由民主党・無所属の会、神山佐市です。よろしくお願ひします。

本日の質問の機会をいただきました。ありがとうございました。

民俗文化財は、文化財保護法上では、衣食住、なりわい、信仰、年中行事に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことができないものと規定されています。

しかし、これだけでは、民俗文化財とは何かという問い合わせの答えとして必ずしも適切ではないと思います。

文化財の頭に、民俗の語が付されています。つまり、多岐にわたる文化財の種別の中で、民俗文化財だけは唯一、民俗学という学問の名を直接冠しております。

民俗文化財そのものは、昭和二十九年に、文化財として独立した分野に確立されたと聞いておりました。

余談ですが、地理学に基づく地理文化財、歴史学に基づく歴史文化財などの種別はありません。

和五十年の法改正により、民俗文化財と呼称が変化されました。

また、民俗という言葉は一般用語ではなく、民俗学を対象にした学術用語でもあります。民俗学の

学術用語をそのまま冠した文化財が民俗文化財であります。柳田國男氏や渋沢敬三氏、折口信夫氏などの民俗学者の考える民俗をベースに、その中から行政が保護対象としたのが民俗文化財なのであります。

私が思うに、民俗文化財は、定義すれば、各地域の人々が上の世代から受け継いできた生活文化、民俗のうち、行政が保護対象としたもので、中でも無形の民俗文化財は、今を生きる人々の行為や言葉、感情などの形のない部分ということになります。

文化財の指定制度とか、あるいは登録制度が、規制や補助といった様々なツールを用いながら継続的に文化財の保存、活用を図っていく趣旨のものである。これに対しまして、今委員から御指摘のございました記録選択制度は、無形の民俗文化財について言えば、文化財保護法第九十一条に規定されているものでございまして、貴重な無形の民文化財について、一時点での記録を作成し、後世において参照できるようにする、こういう趣旨でござります。

このように、新設する登録制度と従前からある記録選択制度と、その趣旨、目的は異なるものでございまして、これは、両者が相まってより適切に無形の文化財の保護を図る、それが可能となるというふうに考えております。

以上でござります。

○神山委員 これまで、文化財保護法に基づく文化財の指定、登録などは、現場担当者の文化庁調査官など、その分野の学術的な専門家によって担われています。指定、登録などは、学術的な専門性に基づく議論、検討を積み重ねることによって審査、決定が行われてきました。

登録有形文化財に比べて、特に無形の民俗文化財は、同じ類型の文化財が多数存在し、それらの優劣をつけることが困難であり、文化財登録の基準が多様となります。具体的には、調査官及び委

員に、学術的に確立した専門的な知見を有する学

うち、記録、保存、公開に対する経費の一部を公費による補助を受けることができるものとして、文化審議会の答申に基づき文化庁長官によって選

ばないなど、円滑な制度の推進のために文化庁の体制の充実が欠かせないと考えております。

○矢野政府参考人 お伺いします。

委員御指摘のように、国の登録制度を円滑に推進していくためには専門的な知識を有する職員等を充実させる必要があると認識しており、その専門家によって、地方の調査、現地調査など、研究調査が充実する必要があるというふうに考えております。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

新たな制度と混同されることが懸念されます

が、違ったいて教えてください。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

国の大文化財の登録制度と、既に制度化されてい

る記録制度との違いについてのお尋ねかと思いま

す。

文化財の指定制度とか、あるいは登録制度が、規制や補助といった様々なツールを用いながら継続的に文化財の保存、活用を図っていく趣旨のも

のである。これに対しまして、今委員から御指摘のございました記録選択制度は、無形の民俗文化

財について言えば、文化財保護法第九十一条に規定されているものでございまして、貴重な無形の

民俗文化財について、一時点での記録を作成し、後世において参照できるようにする、こういう趣

旨でござります。

このように、新設する登録制度と従前からある記録選択制度と、その趣旨、目的は異なるものでございまして、これは、両者が相まってより適切に無形の文化財の保護を図る、それが可能となる

というふうに考えております。

以上でござります。

○神山委員 これまで、文化財保護法に基づく文

化財の指定、登録などは、現場担当者の文化庁調

査官など、その分野の学術的な専門家によって担

われています。指定、登録などは、学術的な専門

性に基づく議論、検討を積み重ねることによつて

度改訂に伴い、保護を図る無形の文化財の裾野が

広くなるということをございまして、その登録基準も、指定基準、指定文化財と比較すると緩やかなものとなるというふうに考えております。

このため、これまで対象としてこなかつた分野の積極的な保護を図つていくため、価値づけが定

<p>まつてない多種多様な無形の文化的所産についての調査も進めていくこととしており、令和三年度予算におきまして無形の文化的所産調査を新規に計上しているところでございます。</p> <p>また、登録する際は、文化審議会による専門的見地からの調査審議を経るということにしておりまして、委員御指摘のように、運用に当たっては登録制度が曖昧なものとならないよう努めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○神山委員 無形の民俗文化財には、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などがあります。このうち、風俗慣習、民俗芸能についてはある程度容易にイメージができます。特に、高度成長期に生まれた世代の方々にとっては、生活体験が近代化の中で育ってきたわけで、民俗技術とはどういうものを指すのか分からぬと思います。現存する民俗技術は何かという問い合わせに答えられる体制が市区町村にないと聞いております。</p> <p>○矢野政府参考人 お答えいたします。</p> <p>民俗技術について、資料に衣食住とありますが、説明をお願いします。</p> <p>民俗技術とは、地域における生活や生産に関する製作技術として伝承されたものでござります。例えば、衣生活に関わる民俗技術といったましては、鹿児島県の与論島に伝わる、イトバシヨウの織維から糸を作り、布を織り上げる与論島の芭蕉布製造技術、食生活に関わる民俗技術としては、石川県の能登半島で古くから行われてきた、海水を利用した塩田での塩作りである能登の揚浜式製塩の技術など、こういったものが重要無形民俗文化財に指定されております。</p> <p>日常生活に關わる民俗技術については、今後の調査研究に基づいて保護を図つてまいりたいと考えておりますが、例えばですが、カヤぶき民家の屋根ぶきの技術であるとか、豪雪地帯の雪廻いの技術など、こういったものが保護の対象として想定されているところでございます。</p> <p>○神山委員 風俗慣習、民俗芸能も、宗教行為が</p>
<p>ほとんどだと思います。また、民俗技術にしては、大徳寺、一休宗純が伝えたものとしている大徳寺納豆を始め、寺で作っている保存食などがあります。宗教施設の中を行われているものは全て登録制度が曖昧なものとならないよう努めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○神山委員 無形の民俗文化財には、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などがあります。このうち、風俗慣習、民俗芸能についてはある程度容易にイメージができます。特に、高度成長期に生まれた世代の方々にとっては、生活体験が近代化の中で育ってきたわけで、民俗技術とはどういうものを指すのか分からぬと思います。現存する民俗技術は何かという問い合わせに答えられる体制が市区町村にないと聞いております。</p> <p>○矢野政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>無形の民俗文化財とは、四季折々の祭りや年中の行事、人の一生の節目に営まれる人生の儀礼などの風俗慣習や、神楽、田楽、風流などの民俗芸能、そして生活やなりわいに関わる製作技術等の民俗技術でございます。</p> <p>これらは、日本の風土の中で生まれ、世代から世代へと練り返し伝えられてきた無形の伝承でございまして、地域において宗教的な要素を持つこともあり得ますが、一方で、神職が執り行うような宗教的な行事そのものを民俗文化財として取り扱うということではございません。宗教的な行事そのものではなく、その土地に生きる人々の生活文化の基盤となっているような部分を対象に民俗文化財としての保護を図つておられるところでございます。</p> <p>例えば、神樂の多くは神社祭礼で奉納されておりますが、神樂の重要な無形民俗文化財の指定に当たっては、神職の方々による祝詞奏上や玉串奉奠などの部分は指定対象には含めておらず、神樂が演じられる部分を民俗芸能として指定しているところでございます。</p> <p>○神山委員 萩生田大臣にお伺いします。</p> <p>無形の民俗文化財は、生きた文化財と思いまして、社会状況や生活形態に応じて様々な症状が出ています。廃れてしまうもの、息を吹き返すものが最も深刻と考えているのは、過疎化、少子化、高齢化などによる、行事の担い手、後継者などが世代の絶対的な不足であります。民俗文化財の登場した頃は、地域やそこに縁のある人が民俗を</p>
<p>ほんとだと思います。また、民俗技術にしては、大徳寺、一休宗純が伝えたものとしている大徳寺納豆を始め、寺で作っている保存食などがあります。宗教施設の中を行われているものは全て登録制度が曖昧なものとならないよう努めてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○神山委員 無形の民俗文化財の分野では、宗教的な行事について御所見をお伺いします。</p> <p>○矢野政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>無形の民俗文化財としては、四季折々の祭りや年中の行事、人の一生の節目に営まれる人生の儀礼などの風俗慣習や、神楽、田楽、風流などの民俗芸能が得にくい側面がありますが、宗教行事と文化財保護との関係について御所見をお伺いします。</p> <p>○矢野政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>無形の民俗文化財とは、四季折々の祭りや年中の行事、人の一生の節目に営まれる人生の儀礼などの風俗慣習や、神楽、田楽、風流などの民俗芸能、そして生活やなりわいに関わる製作技術等の民俗技術でございます。</p> <p>これらは、日本の風土の中で生まれ、世代から世代へと練り返し伝えられてきた無形の伝承でございまして、地域において宗教的な要素を持つこともあり得ますが、一方で、神職が執り行うような宗教的な行事そのものを民俗文化財として取り扱うということではございません。宗教的な行事そのものではなく、その土地に生きる人々の生活文化の基盤となっているような部分を対象に民俗文化財としての保護を図つておられるところでございます。</p> <p>行政の立場から、無形民俗文化財の保護に何ができるのか、妙案があれば教えてください。</p> <p>○萩生田国務大臣 無形の民俗文化財は、各地域に根差し、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであって、確実に後世に継承していくことが重要であると認識しています。</p> <p>○萩生田国務大臣 無形の民俗文化財は、各地域に根差し、我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであって、確実に後世に継承していくことが重要であると認識しています。</p> <p>このため、今回新たに制度化する登録制度により、各地域に所在する無形の文化財の価値づけを適切に進め、その保護を図つてていきます。国が文化財として価値づけをしっかりと行うことで、地域の人々の意識が変わり、その継承につながるところでございます。</p> <p>他方、日本には、ユネスコ無形文化遺産を目指すが、そのため、無形の文化財の登録制度は非常に有益と考えておりますが、なぜこのタイミングで無形の文化財登録制度を創設するのか、大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。</p> <p>○萩生田国務大臣 地域の祭りや書道、茶道、華道、食文化を始めとした生活文化については、今先生御指摘ございましたように、ユネスコの無形文化遺産も目指せるような文化財もたくさんあると考えています。</p> <p>登録された無形の民俗文化財の活動に対し、文部省として、伝承者の養成や普及、広報、映像記録作成などの支援を行いたいと思います。</p> <p>また、今回の制度改革が、日本各地に残る文化的多様性や奥深さを国内外の多くの人に知つてもらえる機会となることも期待しております。</p> <p>文化庁による情報発信も積極的に行つてきました</p>
<p>本日は、文化財保護法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず、無形の文化財の登録制度の創設についてお伺いをさせていただきます。</p> <p>無形の文化財の登録制度については、昨年秋、党においても関係者からヒアリングを行わせていただきました。地域のお祭りなど、後継者不足に大変悩んでおられて、これまでも存続が危ぶまれてきたところでございますけれども、このコロナ禍において更に悪化をしているのが現状でございます。</p> <p>他方、日本には、ユネスコ無形文化遺産を目指すが、そのため、無形の文化財の登録制度は非常に有益と考えておりますが、なぜこのタイミングで無形の文化財登録制度を創設するのか、大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。</p> <p>このため、無形の文化財の登録制度は非常に有益と考えておりますが、なぜこのタイミングで無形の文化財登録制度を創設するのか、大臣にお伺いをさせていただきたいと思います。</p> <p>○萩生田国務大臣 地域の祭りや書道、茶道、華道、食文化を始めとした生活文化については、今先生御指摘ございましたように、ユネスコの無形文化遺産も目指せるような文化財もたくさんあると思っております。</p> <p>一方で、少子高齢化等による担い手不足でかねてから存続が危ぶまれている中、今回新型コロナウイルス感染症の影響を受けて開催や公演等の機会が減少し、一層厳しい状況に置かれていると認識しております。</p> <p>こうした無形の文化財に対しては、その伝承が途絶えてしま前に、早急に法的な保護を図ることも、その継承の取組を支援していくことが必要です。</p> <p>現在、地域の祭りや民俗芸能などについては、都道府県ごとに総合的な調査を実施し、また、生活文化についても、その歴史や担い手などの詳細な調査が進んできた分野もあるなど、これらの文</p>

化財をしっかりと価値づけし、保護していく準備が整いつつあります。

こうした状況を踏まえ、今般、本法案により、学術的調査の蓄積に相当の時間を要する指定制度を補完するものとして、早急に無形の文化財の登録制度を創設し、緩やかな保護を行うこととしたのです。

また、登録された文化財については、調査や記録作成などの支援も実施し、我が国の貴重な文化財が確実に継承されていく環境を整備してまいりたいと考えています。

○浮島委員 是非とも、我が国的重要な文化財をしっかりと守つていくために、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、地方登録制度の法制化についてお伺いをさせていただきたいと思います。

京都都市においても、大文字の送り火など、市の登録無形民俗文化財というふうになつております。また、兵庫県でも、二十四の建造物、これが県の登録文化財となつていて、独自に条例などで登録制度を設けている自治体がございます。

こうした取組は、例えば、将来的には指定されていくような文化財が散逸したり消滅したりしないよう、早めに保護をしていく、網をかけていくという観点からも大変すばらしい取組であると私は思っております。

このような取組が特定の自治体でしか実施されていないのもつたいたいと考えますけれども、大臣のお考へをお聞かせ願いたいと思います。

○萩生田国務大臣 文化財の地方登録制度については、御指摘のとおり、文化財保護法上の規定はありませんが、地方自治法に基づく独自の条例などによって三府県と八十三市町村において実施されており、登録件数は年々増加傾向にあると承知しております。

一方、平成三十年改正時に導入した文化財保存活用地域計画の認定制度の活用により、今後、各地域における未指定の文化財の把握が進むことが

見込まれており、地域の文化財は地域で守り育てるという観点から、その適切な保護を図るため、地域の実態に合わせた多様な保存、活用の仕組みに整備が必要と考えております。

このため、今回、地方登録制度を法制化し、登録作成などの支援も実施し、我が国の貴重な文化財が確実に継承されていく環境を整備してまいりたいと考えています。

○浮島委員 是非とも、

しっかりと取り組んでいくという御答弁は今まで

いただいておりましたけれども、文化庁として文

化財の置かれている現状をしっかりと把握してい

ます。

○浮島委員 是非とも、周知もしていただけるよ

うに、お願いをさせていただきたいと思います。

最後に、国と地方の専門人材の確保、また、保

存技術の人材育成についてお伺いをさせていただ

きたいと思います。

○萩生田国務大臣 御指摘のとおり、無形の文

化財の登録制度の円滑な実施のためには、国、地

方において専門人材を含めた体制の整備を図る

ことが重要です。

この点については、本法案の基となつた文化審

議会の企画調査会からも御指摘を頂戴したところ

であり、文科省において、文化庁の文化財保護に

関する体制について必要な整備を行つてまいりた

いと思います。

○左藤委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川元君

立憲民主党の谷田川元でございま

す。

この点については、本法案の基となつた文化審

議会の企画調査会からも御指摘を頂戴したところ

であり、文科省において、文化庁の文化財保護に

関する体制について必要な整備を行つてまいりた

いと思います。

○萩生田国務大臣 これまで何度も何度か質問を

させていただきまして、文化財を守

るために欠かせないのは、文化財の修理に欠かせ

ない保存技術の人材育成、そして、修理に必要な

用具、原材料の確保であります。

いろんな現場のお声を聞かせていただきます

と、前にも質問させていただきましたけれども、

能楽堂の方々からも、鼓が作れなくなつてきました

と。やはり、技術の人もいなし、用具もなく

なってきた。私たちには機微な音色はよく分から

ないんですけども、やはり大分違つてきている

と。でも、そういうすばらしい日本の伝統文化を

しっかりと継承していくためには、やはり人材育

成をしていかなければいけないし、用具の確保となります。

これまで何度も、ずっと文化庁にも質問させておりました。

ただいま御答弁をいただきました。

五ヵ年計画という御答弁をいただきました。

是非とも、この計画にのつとつて、日本のすばらしい伝統文化を守つていくために大臣が先頭に立つていただきたいと思います。

○浮島委員 今、大臣の方から、令和三年度中に

五ヵ年計画という御答弁をいただきました。

是非とも、この計画にのつとつて、日本

のすばらしい伝統文化を守つていただくために大臣が先頭に立つていただきたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

○萩生田国務大臣 ありがとうございます。

双方向において専門人材を含めた体制を図る

ことが重要です。

この点については、本法案の基となつた文化審

議会の企画調査会からも御指摘を頂戴したところ

であり、文科省において、文化庁の文化財保護に

関する体制について必要な整備を行つてまいりました。

○左藤委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川元君

立憲民主党の谷田川元でございま

す。

この点については、本法案の基となつた文化審

議会の企画調査会からも御指摘を頂戴したところ

であり、文科省において、文化庁の文化財保護に

関する体制について必要な整備を行つてまいりた

いと思います。

○萩生田国務大臣 これまで何度も何度か質問を

させていただきまして、文化財を守

るために欠かせないのは、文化財の修理に欠かせ

ない保存技術の人材育成、そして、修理に必要な

用具、原材料の確保であります。

いろんな現場のお声を聞かせていただきます

と、前にも質問させていただきましたけれども、

能楽堂の方々からも、鼓が作れなくなつてきました

と。やはり、技術の人もいなし、用具もなく

なってきた。私たちには機微な音色はよく分から

ないんですけども、やはり大分違つてきている

と。でも、そういうすばらしい日本の伝統文化を

しっかりと継承していくためには、やはり人材育

るところです。

このように、文化財修理に必要な人材、用具、原材料に関し、実態把握と支援の実施をセットにして、令和三年度中に五ヵ年程度の計画を策定したいと思っております。当該計画に基づき、必要とされる分野の支援を講じるとともに、持続性のある文化財修理の仕組みを構築してまいりたいと考えております。

○萩生田国務大臣 今、大臣の方から、令和三年度中に五ヵ年計画という御答弁をいただきました。是非とも、この計画にのつとつて、日本

のすばらしい伝統文化を守つていただくために大臣が先頭に立つていただきたいと思いますので、よろしくお

願いいたします。

○左藤委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川元君

立憲民主党の谷田川元でございま

す。

この点については、本法案の基となつた文化審

議会の企画調査会からも御指摘を頂戴したところ

であり、文科省において、文化庁の文化財保護に

関する体制について必要な整備を行つてまいりました。

○左藤委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川元君

立憲民主党の谷田川元でございま

す。

この点については、本法案の基となつた文化審

議会の企画調査会からも御指摘を頂戴したところ

であり、文科省において、文化庁の文化財保護に

関する体制について必要な整備を行つてまいりた

いと思います。

○萩生田国務大臣 これまで何度も何度か質問を

させていただきまして、文化財を守

のために欠かせないのは、文化財の修理に欠かせ

ない保存技術の人材育成、そして、修理に必要な

用具、原材料の確保であります。

いろんな現場のお声を聞かせていただきます

と、前にも質問させていただきましたけれども、

能楽堂の方々からも、鼓が作れなくなつてきました

と。やはり、技術の人もいなし、用具もなく

なってきた。私たちには機微な音色はよく分から

ないんですけども、やはり大分違つてきている

と。でも、そういうすばらしい日本の伝統文化を

しっかりと継承していくためには、やはり人材育

なったんですね。それで、審議の終了後の理事会で、三谷大臣政務官から謝罪と説明がありました。それを簡単に経緯としてまとめました。
そこで、まず三谷政務官に質問いたしますが、この理事会のときに、三谷政務官は法案の誤りがあつたということを理解していたということです。ろしいでしょうか。

○三谷大臣政務官 お答えをいたします。

まず、今国会におきまして、文部科学省から提出をさせていただきました法案、この文化財保護法の一部を改正する法律案の参考資料も含めてで、その点におきまして記載の誤りが少しあつたことにつましましては、改めておわびを申し上げたいと思います。

その上でお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、その時点で私も存じ上げておりました。

○谷田川委員 では、どうして理事会の場で法案の誤りがあつたということを説明しなかつたんですか。

○三谷大臣政務官 お答えいたします。

その点につきまして説明をさせていただきま

す。

本件につきましては、この法案審議の前日のうちに、当委員会の全理事の先生方のところに、確実にお耳に入るようすべくあつたというふうに考えております。また、それが不十分であつた場合には、当然ながら、当日の理事会の前には全理事の先生方のお耳に入るように対応すべきであつたということは十分理解をさせていただきました。そして、そのいすれについても結果が伴わなかつたことについて、改めておわびを申し上げたいと思います。

なぜ、そういうことを申し上げることができなかつたかについてなんですか。二十四日の朝の時点で、私も、この状況を改めて確認をさせていただいて、まだ御説明ができるいないということについて、委員長及び与野党の筆頭理事にお伝えをさせていただき、この同日の理事会の段取

りについて御相談すべきであつたわけでありますけれども、そういった確認を私として行なうことがないであります。

まず、文部科学省より提出した法案の参考資料において、誤記、脱字や省略してあるかどうかが不明瞭な記載など、大変多くの誤りについて考えておりまして、その意味では、事務方との連携が十分ではなかつたということについて、改めて非常に申し訳なく思つております。

そういうことの結果におきまして、この朝の理事会での御報告が漏れることになつたということがあります。

○谷田川委員 重ねて指摘したいんですけども、やはり、大臣政務官は文科省を代表して理事会に出席しているわけですから、少なくとも、前回回しがあつたかどうか踏まえて、あつてもなかなかと私は思うんですよ。それがないということは、恐らく、このまま趣旨説明をやらせて、とにかく審議を早めよう、隠し通せばうまく審議が進むんじやないか、そういう邪念があつたと思わざるを得ないんですが、どうですか。

○三谷大臣政務官 今の御指摘を深く受け止めさせていただきたいと思います。今後は、そのようなことを思われるこのないように職務に専念していくべきだと思っております。

○谷田川委員 三谷さんから重ねての謝罪の言葉がありましたので、これ以上余り追及したくないのですが。ただ、一部マスコミが、我々の行動を、審議拒否という言葉を使つていてるんですよね。これは違うと思います。やはり、誤りのある法案を審議しろということ自体、無理があります。まさに、審議不能なんですよ。ですから、今回件については、政府・与党の皆さんに大いに反省を求めるべきだと思います。

そこで、大臣、残念ながら、今回、文科省が提出した五つの法案全てに、合計二十七か所も誤りがあつたんですよ。この主な原因は何なのか。オーバーウークなのか、それとも職員の気の緩みなのか、それとも何かほかにあるのか。大臣の見

案の参考資料において、誤記、脱字や省略してあるかどうかが不明瞭な記載など、大変多くの誤りや不適切な記載があつたことについて、改めておわびを申し上げたいと思います。

今回の誤りの原因については、先日の委員会で報告しましたように、現時点では、参考資料に対する意識の希薄やマニュアルの不備などが原因の一つと考えていますが、これは言い訳にならないと思います。引き続き、原因の徹底究明と有効な対策の検討を行つていく必要があると考えております。

私も、内閣府のデジタル法案に誤りがあつたという報道を聞いて、ある意味では、各省から集まつた新しいメンバーの人たちが大急ぎで作業をして、ああ、こういうことがあるんだなというふうに思つていてんだすけれども、まさか文部科学省が、五つの法案全て、言うなら十割間違いがあつたということは本当に恥ずかしい限りです。

私も、現場の職員からいろいろ原因を聞いたことがあります。それでも、要は、法案の文案については、伝統的に、読み合わせといつて、複数の職員が一語一句、句読点まで含めてきちんと確認をしているのですけれども、その後につく参考資料については読み合わせをする慣例がなかつたということです。これは今まで大きな失敗がなかつたのかで、これは、今まで大きな失敗がなかつたのかかもしれませんけれども、最近便利になつてしましましたから、どうしても、コピーをできますので、そうすると、本来、下の行から上の行まで取らなければいけならないのを、上から取つてしまふとかいふ、そういうミスもあつたんだと思います。

これも言い訳になりませんので、今後は、参考資料についてもしっかりと読み合わせをする、あるいは、参考で引用している他の法律や条例などについても、きちんともう一度確認をして、それが何を指すのかということも含めて、分かりやすい解と再発防止策を伺いたいと思います。

○萩生田国務大臣 まず、文科省より提出した法案の参考資料において、誤記、脱字や省略してあるかどうかが不明瞭な記載など、大変多くの誤りや不適切な記載があつたことについて、改めておわびを申し上げたいと思います。

私も、文科委員会の与党の筆頭もやつたことがあります。そこで分かるんですけども、与野党間で話をかけていただいたので、あえて申し上げれば、やはり国会の時期というのは職員は結構大変だと思います。私も、みんな一生懸命頑張っていることは認めたいと思うんですけれども。

私も、文科委員会の与党の筆頭もやつたことがあります。そこで分かるんですけども、与野党間で話をかけていただいたので、あえて申し上げれば、やはり国会の時期というのは職員は結構大変だと思います。私も、みんな一生懸命頑張っていることは認めたいと思うんですけれども。

それでは、次に、東京オリンピック・パラリンピックの入会費問題について伺いたいと思います。丸川大臣 よろしくお願ひします。

それから、布村参考人、いらしてますか、どこにいらっしゃいますか、ああ、そちら。失礼し

ました。布村さんのところにも私の参考資料は行っていますかね。はい、じゃ、よかったです。

お手元の資料一、皆さん御覽になっていると思われけれども、四月一日付の毎日新聞が、スクープ記事をこのように掲載したんですね。「五輪「人件費単価」三十万円」と。これを見て、私も本当にびっくりしました。大会が始まったときから、やはり、十一万人のボランティアがないと大会は成り立たないんだといって、ほとんどの大会は成り立たないんだといつて、ほとんどただ働きをしてもらう中で、一日三十万円ですからね、月給三千万じゃありませんから、三十日間だと九百万ですよ。もし三百六十五日を掛けたら一億八百万。いや、本当にびっくりしたんですよ。

そこで、丸川大臣伺いたいんですが、大臣は四月二日の記者会見で、こういう数字を耳にしたのが初めてで、どういう内訳で数字を出しているのか是非知りたい、そうおっしゃっていますが、その後、組織委員会から話を聞きましたでしょうか。

○丸川国務大臣 御指摘の、組織委員会の人の件費に関する報道について、私がその発言をした記者会見の後、その日のうちに組織委員会からホームページ上で見解が示されて、私もそれを拝見いたしました。

直接の説明は伺っておりませんけれども、御説明を御自身たちで果たしたということで、私は、引き続き、これは組織委員会がきちんと説明をしていただくべきことであるという認識を持っています。

○谷田川委員 今大臣が指摘していただいた組織委員会の説明というのを、この資料三に載せております。

大臣、この文書を読んで、大臣は納得したという答弁ですか、今のは。

○丸川国務大臣 私ども、国費をお支払いしてオリンピックをやつていただいている部分がござりますが、これは、コロナ対策の部分、それからパラリンピックの経費の四分の一、そしてまた国立競技場のハード部分であります。

実際、コロナ基金、コロナ基金というかコロナの対策費というのを、都とお金を折半して基金を積んであるんですね。バラの経費もそうなんですが、基金を積んであります。これについては、実際、支払いのときに、組織委員会と国と都で共同実施事業管理委員会というのを立ててありますので、これで全部支出をチェックします。

当然、我々が出たお金に対しては会計検査院の目が入るということは、組織委員会も、元財務省からおいでになった方がやつていらっしゃるので、よく分かつておられると思いますから、そのときに説明責任が果たせないようなことはなさらないだらうと私どもは信じております。

○谷田川委員 大臣は、記者会見で、初めて耳にしました、是非聞いてみたいと。大臣自身も驚かれたんじゃないですね。

大臣は、大臣就任前に組織委員会の理事をされたりました。その理事会の席上で、こういった人事費のこととか、説明は一度もなかつたんでしょうか。

○丸川国務大臣 ございませんでした。

○谷田川委員 たしか、理事は、馳議員も理事でいらっしゃいますからね。理事としても、この記事に基づいた数字でございますけれども、この数字につきましては事実ではない、誤解を与える字であるということで抗議をさせていただいておりました。

大会運営に関する準備、運営業務につきましての委託契約という形になつておりますと、会場の運営に当たります個々にお支払いする人件費に関する契約ではない、そういう契約になつております。

したがいまして、会場運営に当たる人に例えば一日三十万という数字が独り歩きしますと、人件費に誤解を生ずる、そういう趣旨で抗議をさせていただいております。

○谷田川委員 ですから、今の私の質問に答えてください。契約内容と積算根拠をしっかりと開示すべきじゃないかと申し上げたんですよ。いかがですか。

○布村参考人 お一人お一人の件費につきましては個人情報に係ることでございますので控えさせていただいておりますけれども、トータルで、オペレーション、運営にどれくらいの予算がかっているかといった数字は出しているところでございます。

○谷田川委員 皆さん今までお読みになられた文章に対する回答になります。

そこで、今日は、布村組織委員会副事務総長がいらっしゃいますので、質問したいんですけど、私、毎日新聞の関係者に話をすることができました。それで、これは四月の二日でしたね、すぐ反論の、これをホームページ上に載せましたね。これに対して、訂正と謝罪を求めて、毎日新聞に対しても、毎日新聞の関係者に、こういう要求が組織委員会から出ていますけれども、それが捏造されているか、あるいは組織委員会がうそをついている、どちらかだと思うんですよ。

そこで、布村さん、この組織委員会が出した抗議文というか説明に基づいて質問をしていきたいと思いますが、まず、ワンパラグラフ目のところ、東京二〇二〇組織委員会が常識外れの高額な人件費を払っているような誤解を招く見出し及び内容である、こう書いておりますけれども、この説明をしっかりと説得力を持たせるためには、契約内容と積算根拠を開示して、しっかりと明らかにして、疑惑を晴らすべきだと思いますが、いかがですか。

そこで、人件費の単価については、そのことで、個々にお支払いする人件費に関する契約とは、いうことで、人件費の単価については、その契約上は出てきておりません。

○谷田川委員 皆さん 今、聞きましたか。そんな井勘定でやつているんですか。積算根拠なくして、人件費が適正かどうか分からぬじゃないですか。

○布村参考人 お答えいたします。

委員御指摘の数字につきまして、毎日新聞の記事に基づいた数字でございますけれども、この数字につきましては事実ではない、誤解を与える字であるということで抗議をさせていただいております。

大会運営に関する準備、運営業務につきましての委託契約という形になつておりますと、会場の運営に当たります個々にお支払いする人件費に関する契約ではない、そういう契約になつております。

したがいまして、会場運営に当たる人に例えれば一日三十万という数字が独り歩きしますと、人件費に誤解を生ずる、そういう趣旨で抗議をさせていただいております。

○谷田川委員 ですから、今の私の質問に答えてください。契約内容と積算根拠をしっかりと開示すべきじゃないかと申し上げたんですよ。いかがですか。

○布村参考人 組織委員会は、公益法人として成り立っております。

一方で、国、都と違いまして、民間法人という位置づけもあります。基本的に、收入はスポンサーやチケット販売で賄う、国、都からの補助もいただいておりますけれども、基本は、スポンサー収入、チケット販売収入などで賄っているところでございますけれども、調達に関しましては、国や東京都の契約方法をベースとしつつも、より安い調達を行なべく、厳しい査定と交渉を含む民間企業的な方法を採用させていただいておるところでございます。

○谷田川委員 私の質問に直接的に答えていただけないので、もう少し本質的な話をしたいと思うんですけれども。

この反論文の五つ目かな、今回の会場運営については、全体では九社に業務委託を行つております、そして、ちょっと飛ばしますけれども、これまでの契約実績や大会時の需給状況、他社の見積りなどということは、しっかりとあるんでしよう。それ

○布村参考人 お答えいたします。

繰り返しになるかもしれませんけれども、会場運営に関わります業務委託契約というものは、受託者に対しまして、大会運営に関する準備、運営業務についての委託という形になつております。

では、ちょっと更に質問をしたいと思うんですが、組織委員会は公益財団法人であられますから、公益法人認定法という法律に基づいて、業務委託事業などでのような契約を行つたか、それをして、人件費が適正かどうか分からぬじゃないですか。

○谷田川委員 皆さん 今、聞きましたか。そんな井勘定でやつているんですか。積算根拠なくして、人件費が適正かどうか分からぬじゃないですか。

○布村参考人 お一人お一人の件費につきましては個人情報に係ることでございますので控えさせていただいておりますけれども、トータルで、オペレーション、運営にどれくらいの予算がかっているかといった数字は出しているところでございます。

○谷田川委員 ですから、人件費単価、出していいんでしょう。人件費単価はこのぐらいの見積りだということは、しっかりとあるんでしよう。それ

を公表してくださないと私は申し上げているんです

<p>りなどを踏まえて、できるだけ経費を抑制するよう交渉しています、こう書かれております。</p> <p>それで、ちょっと私、素朴な疑問があるんです。何かというと、契約先九社、それとの契約金額と契約内容を私は明らかにすべきだと思うんだけども、その九社が随意契約になつた理由は何なのか。</p> <p>特に指摘したいのは、二〇一八年に実施された、対象競技のテストイベント実施に向けた計画立案等及び計画支援業務委託の競争入札で落札した、委託した九社が随意契約先になつていてると思われるんですよ。つまり、テストイベントでは競争入札を行なながら、大切な本大会の方は随意契約になつていてる。どうしてですか。</p> <p>○布村参考人 お答えいたします。</p> <p>当初、テストイベントに際しましては競争入札で、その業務運営にふさわしい方を選ばせていただいたしました。</p> <p>本来であればテストイベントの経験を踏まえて本大会の準備をする、そういう流れが明確になつてきましたので、テストイベントに携わっていた方々に、引き続き、本番の大会の業務計画を立て、かつ本番の運営をしていただく、そういう流れに、判断をして、対応したところでございました。</p> <p>○谷田川委員 この国会の質疑、私、いろいろオリンピックの費用に関してのものを大体議事録を見たんですが、歴代オリンピック担当大臣は、やはり、国民の税金が入つていて以上は透明化してできるだけ情報を開示すべきだ、それは組織委員会にもしっかりと指導していくたい、そういうような答弁を歴代大臣はされているんですよ。</p> <p>丸川大臣、今のやり取りを聞いて、一層その思いを強くしていませんか。</p> <p>○丸川国務大臣 大会経費、一・六兆円ございます。このうち、国が支払いをしている、負担をすることになつていてる経費二千二百十億円。そのうちの一千二百億円が国立競技場のハードです。残りの部分、パラの経費の四分の一と、そしてコロナ</p>
<p>対策。これは明らかに議会でしつかりと説明する責任がございますので、私どももしっかりと目を光らせていきたいと思います。</p> <p>また、東京都が、この一・六兆円のうちの七千二十億円を出しておられます。これは、東京都が東京都議会に対してもしつかり説明をする責任を負つておられる。</p> <p>組織委員会は、民間の事業者としての収入が七千億円ほどあるわけですが、これはまさに、大会を遂行し、国民の理解を得て、そして賛同を得て大会を実施していく上で、組織委員会においてしっかりと説明責任を果たしていただきたい。</p> <p>私は、これからも透明性を確保する観点から、組織委員会、これは運営主体です、そして開催都市は東京都です、しっかりと、それに説明責任を果たしていただくよう注視をし、また押しをしていきたいと思います。</p> <p>○谷田川委員 布村さんにお伺いしたいんですが。</p> <p>昨日、私が内閣官房の担当職員に、ネット番組で「一月万冊」という番組がありまして、清水さんという方がナビゲーターで、それで、オリンピックの問題についていろいろと文章を書いていらっしゃる本間龍さんという方がゲストで来ていました番組を、是非それを見てもらいたいというふうに言つたんですが、その中で、毎日新聞の報道を</p>
<p>お読みください。それで、あそこに出ていた会場運営委託業務延期見込額一覧、それを見ると、間違いなく、一日三十万円以上と思われる内容が入つているんですよ。</p> <p>布村さん、動画は見ていただいたと思うんですけども、あそこに出ていた会場運営委託業務延期見込額一覧、あれは組織委員会の資料であるということです。</p> <p>○布村参考人 お答えいたします。</p> <p>業務内容につきましては理事会ではタイムリーに報告させていただいておりますけれども、業務委託契約においてどのような形で積算をしていくのか、そういう資料に基づいて説明すべきと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>○谷田川委員 先ほどから、公表はできないと、守秘義務だとかいろいろおっしゃっているけれども、じゃ、理事会、結構、各界からそれなりの方が出ていますよ。やはり、少なくとも理事の皆さんには、積算根拠はこういうことで人件費はこうですと、そういう資料に基づいて説明すべきと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>○布村参考人 お答えいたします。</p> <p>業務内容につきましては理事会ではタイムリーに報告させていただいておりますけれども、業務委託契約においてどのような形で積算をしていくのか、そういう資料に基づいて説明すべきと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>大会組織委員会に係る経費のうち、会計検査院の検査の対象となるのは、パラリンピック経費のうち国が東京都に交付した交付金が充てられた部分についてとなります。</p> <p>会計検査院といたしましては、国の交付金が充てられたパラリンピック経費について、合規性、経済性等の多角的な観点から、その執行は適切に行われているなどについて、引き続き適切に検査を実施してまいりたいと考えております。</p> <p>○谷田川委員 この問題は、また引き続き委員会で追及していく思います。</p> <p>それでは、文化財に関して質問していただきたいのですが、お手元の資料四を見ていただきたい。済みません、丸川大臣、それから布村さん、もう退席いただいて結構です。失礼しました。</p> <p>○左藤委員長 では、丸川大臣、布村参考人、御退席、結構でございます。</p> <p>○谷田川委員 私の地元、香取市は、別紙にありますように、文化財の宝庫と言つてもいいと思つてます。最近、観光客も増加傾向にあります。</p>

て、よく、文化財の保護と活用の両立が難しいと
いう指摘が委員の方からされます、私の地元で
はそれがうまくいっていると私は思つております。

そうした中、十年前に東日本大震災が起りました
して、佐原の文化財も甚大な被害を受けました。
特に、その文化財の所有者の苦労というのは大変
なものがございました。幸い、当時の文化庁長官
あるいは千葉県の配慮がございまして、補助金の
かさ上げ等で、所有者の負担は5%で済みまし
た。その5%についても、民間の財團が更に寄附
してくれましたので、そういうわけで、かなり所
有者の負担が軽減されました。

そこで、本格的な復旧修理に係る補助金のかさ
上げはある程度配慮されているわけでございます
が、被災した際、応急処置を行うための事前着工
の制度が、国の文化財では制度は確立しております
ですけれども、残念ながら、県の文化財にはない
んですね。

この際、県の文化財にも事前着工を認め、国が
支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。
○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

この際、県の文化財にも事前着工を認め、国が
支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

この際、県の文化財にも事前着工を認め、国が
支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。
○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

この際、県の文化財にも事前着工を認め、国が
支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。
○谷田川委員 地方交付税措置がされるというこ
となので、されるのであれば、間違いない都道府
県はやると思うんですね。ですから、その辺、
しっかりと指導していただきたいと思います。

それで、資料四を見ていたら、佐原の町並
みが、一九九六年に重要伝統的建造物群保存地区
に選定されたんです。実は、この二年ぐらい前か
ら、佐原の大祭も、国の重要無形民俗文化財に選
定しようという動きがあつたんですねが、千葉県
が、いきなり二つは無理ですよ、まずは佐原の町
並みからやつていきましたよって、それで、
一九九六年、伝統的建造物群保存地区に選定され
た後、じゃ、佐原の大祭を文化庁の方に持つてい
きましょう、そういう話になつていたんですよ。

それで、それから一年たつて県に問い合わせた
ら、いや、まだ文化庁の方には何も言つていませ
んと。じゃ、すぐにでもやるべきじゃないですか
と言つたら、いや、ちょっと作戦が必要なので、
一、二年考えさせてくれ、九六年になつたばかり
で難しいといつて、本格的に国と、文化庁と余り
打合せをしなかつたようなんですね。

それで、九八年に伊能忠敬記念館というのがで
きました、そのときの担当部長が、いや、これは
もう、町並みもこうで、いいタイミングなので、
一気に今、佐原の大祭を国の指定に持つていくの
を頑張りますと言つてくれたんだけれども、正式
に文化庁の方へ行つたら、千葉県がそこまで言う
なら、じゃ、千葉県内でどれだけお祭りがあつ
て、その佐原の大祭の位置づけはどういう格付な
んだ、千葉県としてどのような見解を持つている
んだ、そう言われて県が答えられなくて、そして
三年間、千葉県内のお祭りを全て調べた上で報告
書を提出して、二〇〇四年にやつと重要無形民俗
財の災害復旧において事前着工の対応を行うかど
うかは各地方公共団体の判断とはなりますけれど
も、文化庁といたしましても、速やかな災害復旧
につながるよう、地方公共団体の求めに応じた技
術的な助言を行つてまいりたいというふうに考え
ております。

○谷田川委員 地方交付税措置がされるというこ
とについては、都道府県又は市町村の教育委員会が
当該文化財を国の登録文化財として登録するよう
です。

提案することができる旨の規定を設けております
が、市町村教育委員会が県教育委員会に相談せず
に直接国に働きかけることが可能だという理解で
よろしいでしょうか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

地方登録される文化財の中には、国の登録基準
に照らし、その文化財としての価値に鑑み保存及
び活用のための措置が特に必要と認められるもの
であるというふうに考えております。

こうした文化財については国登録制度により保
護することが適切であることから、地域において
国登録による保護が適切であると考える場合に
は、国登録への提案を行うことができるることとし
ております。指定都市以外の市町村が国登録へ提
案を行う場合、文化財保護法第百八十八條の規定
により、都道府県を経由して書類等の提出を行つ
必要があります。

一方、登録の提案に先立つ事前の意見交換を文
化庁と市町村が直接行なことは十分に考えられま
すので、文化庁といたしましては、市町村からの
問合せについては、いつでも対応したいというふ
うに考えているところでございます。

○谷田川委員 是非お願ひしたいんですが。

この間、担当者の方と話をした中で、今回コロ
ナ禍で、普通だつたら直接市町村の方と話す機会
はないんだけれども、オンラインでやるから県と
市町村の方が一緒になつて話ができる、オンライン
の方方が率直に市町村の方の話を聞ける、これは
いいですねと現場の方も言つていましたので。

なかなかやはり市町村は、県が消極的だとどう
しても控えちやうんですね。しっかりと価値
があるにもかかわらず、県の理解が得られないだ
ろうとなつちやつたら国まで行けないんですよ。

ですから、今回の法律の改正案は、まさに、その
地方の文化財を国がしっかりと応援するんだよとい
うメッセージだと思いますので、是非、その辺、
よろしくお願いしたいと思います。

もう時間がないので最後の質問しますが、残
念ながら、コロナ禍において我が国の文化芸術活

動は停滞してしまっております。

大臣、アメリカのニューディール政策の一環
で、フェデラル・ワンという制度があつたんです
よ。それは何かといいますと、収入を断たれた美
術家、音楽家、俳優、作家ら、約四万人を雇用し
まして、業務発注や作品制作に数千万ドルを投じ
たというんですね。このよくな、日本版フェデラ
ル・ワンというべき大胆で積極的な政策を講じて
もらえないでしょうか。大臣、答弁をお願いいた
します。

○萩生田国務大臣 文化芸術関係者におかれ
ては、これまで徹底した感染症対策に御尽力いた
きながら公演等の開催に努め、文化芸術を通じた
希望の灯が輝き続けるように取り組んでおられま
すことに深く敬意を表したいと思います。

コロナ禍において、文化芸術活動団体の活動継
続や収益力強化の取組などを支援することに加え
て、団体の活動を継続し、雇用を維持するため、
雇用調整助成金について、活動日額上限一万五千
円の特例措置、また、政府系、民間金融機関によ
る実質無利子無担保かつ元本返済据置き最大五年
の融資について、実質無利子の上限額を六千万円
まで引き上げるなどを実施をしてまいりました。
さらに、積極的に文化芸術活動支援策を講じる
ため、第三次補正予算や予備費を活用して、コン
テンツ関連事業者が収益基盤の強化に資する取組
などを実施する公演等へ総額七百七十億円の支
援、文化芸術関係団体が感染対策を十分に実施し
た上で行なう積極的な公演など、総額二百五十億円
の支援などを実行することとしております。

まずは、速やかにこうした事業を執行し、関係
省庁と連携しつつ、コロナが収まつた暁には、更
に、活動の機会、今まで失つた機会を取り戻すこ
とができる支援というのも加えていきたいと思つております。

○谷田川委員 令和三年度予算が成立したばかり
でございますが、与党の方からも、補正予算、大
変声が上がつてゐるようございますが、是非、

この文化芸術分野において、補正予算があるのであれば大きな上積みをお願いして、私の質問を終ります。

ありがとうございました。

○左藤委員長 吉良州司君。

○吉良委員 吉良州司です。

今日は、文化財保護法改正の法案審議でありますけれども、ちょっとそれに先立つて、米中覇権争いの激化ということを受け、文科特に技術開発に関わることで二点、文化財保護法に入る前に質問をしたいと思います。

まず、以前も、私自身の高い関心があるということで質問させてもらいましたけれども、核融合エネルギー開発についてです。ITERプロジェクトが進み、それから国内においても、茨城県那珂市、あと六ヶ所を中心にして、この核融合の研究、実証、着実に進んでいると了解しておりますけれども、このITERの現状と、国内における核融合プロジェクトの現状について、また進捗状況について簡潔に答弁をいただきたいと思います。

○生川政府参考人 お答えいたします。ITER計画等の進捗状況についてでございま

す。ITER計画でございますが、ITER計画は、核融合実験炉の建設と運転を通じて、核融合エネルギーの科学的、技術的実現性の確立を目指すプロジェクトでございまして、世界七極の国際協力により、二〇〇七年から計画が進められています。現在、実験炉ITERの建設は、二〇一五年に予定をされており、建設地であるフランス・カダラッシュで昨年七月から主要機器の組立てを開始したほか、日本が調達を担当しております超伝導コイルを今月までに三基サイトに納入するなど、コロナの影響を一定受けながらも、全体として順調に計画は進捗をしているところでございます。

また、日・EUによる幅広いアプローチ、BA所にある施設における材料試験にEUなどの研究者が遠隔で参加するための設備の整備が完了するなど、着実に進展をしているところであります。

○吉良委員 ありがとうございます。

ITER、それから国内のプロジェクトも順調に進んでいるということであります。

先ほど言いましたように、私が心配しておりますのは、今も答弁があつた七極の中には、アメリカ、中国、ロシアが入っているわけですね。この米中の覇権争いの激化、それもある意味では先端技術の先頭を走るという意味での競いでもある

ということです。そういう中で、この米中の覇権争いの激化、そして、先日は、バイデン大統領がインタビュウを受けて、ブーチン大統領を人殺しだと思うかと

言つて、アイ・ドゥーと言つてしまつて、米口の関係も陥悪化することが想定されるわけです。

そういう中で、このITERプロジェクトは、今言つた三国が関わる、七極が関わつていいわけですから、今現在はその影響はないということでありました。

ななかなか今後のことについては見通せないと思ひますけれども、現時点において、今言つた米、中、日の覇権争い又は陥悪化によって、このITERプロジェクトが影響を受けない、受けているのかということについて答弁いただきたいと思います。

ITERプロジェクトが影響を受けない、受けているのかということについて答弁いただきたいと思います。

○生川政府参考人 ただいま御指摘をいただきまして、今現在は、よく英語で言うブループンという言ひ方でありますけれども、確かに証明された技術ではないといふんですか、確実に証明された技術ではないといふ位置づけになっていますので、なかなか経産省、エネルギー省あたりが作るベストミックスの中に組み入れられておりません。けれども、将来的に、この

ITER計画は、各極による現金貢献と、それから物貢献により運営をされているところでございますが、現金貢献については、一部米国に未払いがございますが、二〇一八年分損金以降、着実に支払いが続けられている状況であります。

○吉良委員 ありがとうございます。

ITER、それから国内のプロジェクトも順調に進んでいるということであります。

先ほど言いましたように、私が心配しておりますのは、今も答弁があつた七極の中には、アメリカ、中国、ロシアが入っているわけですね。この米中の覇権争いの激化、それもある意味では先端技術の先頭を走るという意味での競いでもある

ということです。そういう中で、このITER計画は、ITERプロジェクトに影響を及ぼさないよう、なかなか日本だけでは難しいかもしれませんけれども、きちんと情報収集をお願いいたします。

○吉良委員 ありがとうございます。しっかりと情報収集をお願いしたいと思います。

私は、このITERそれから核融合プロジェクトを前々回の委員会質問でも取り上げさせてもらつたのは、二〇五〇年のカーボンニュートラルに向けて、やはり、化石燃料でもない、原材料を海外に依存しない自前のエネルギー源を確保するということが極めて重要だというふうに思つています。

もちろん、今の計画どおりにいつでも、核融合発電、原型炉ができるのは早くして二〇四〇年代の半ば、多分五〇年代に入るかと思います。それでも、二〇五〇年のカーボンニュートラル、それ以下は、私には、この核融合発電を自前の発電源として有効活用してもらいたいという思いがあつて、今現在は、よく英語で言うブループンという言ひ方でありますけれども、まさに次世代の新しいエネルギーとして、我々の時代にしっかりと実用化に向けて研究を加速し、一日も早い運用ができるようにしていくというのが、今をお預かりをする政治家、我々の責任ではないかと思つていていますので、しっかりとサポートをしてまいりたいと思います。

○吉良委員 ありがとうございます。本当にしっかりとお願いをしたいと思つていています。

次に、元素戦略プロジェクトについてお聞きしたいと思います、その成果についてですね。

そういう意味でも、この核融合プロジェクトの研究、実証というのを確実に進めていく必要があると思っています。

前回も萩生田大臣から力強い答弁をいただきました。

したけれども、自前エネルギー源を確保するという意味でのこの核融合発電に対する大臣の覚悟、本気度を問いたいと思います。

○萩生田国務大臣 核融合は、発電の過程で二酸化炭素の排出を伴わないことから、カーボンニュートラルの実現に向けて重要な役割を果たす

政府としても、昨年十二月に策定した二〇五〇年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略において、核融合を革新的技術によるイノベーションの一つと位置づけ、今後の研究開発の着実な推進を目指すこととしています。

このため、文部省においては、世界七極の国際協力により進めているITER計画と、日・EUによる協力で進めている幅広いアプローチ活動等に取り組んでいるところであります。

ITER計画などを通じて核融合による発電に向けた研究開発を着実に推進してまいりたいと思いますし、もうしばらく時間は実用化までにかかるんだと思いますけれども、まさに次世代の新しいエネルギーとして、我々の時代にしっかりと実用化に向けて研究を加速し、一日も早い運用ができるようにしていくというのが、今をお預かりをする政治家、我々の責任ではないかと思つていていますので、しっかりとサポートをしてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○吉良委員 ありがとうございました。本当に

しっかりとお願いをしたいと思つていています。

次に、元素戦略プロジェクトについてお聞きしたいと思います、その成果についてですね。

これも、冒頭申し上げました米中覇権争いの激化によって、今後、日本の場合は、経済的に当然中国は大事なんですかとも、一方、これは外務委員会ではありませんけれども、一方、これは外務ナ海・尖閣、それから香港、チベット、ウイグル、こういったところ、また、よく言われる、専制主義とでもいいますか、民主主義からはほど遠い政治体制ということで、米国とある意味ではスクランブルを組んで対処するということが多くなることが予想されます。

けれども、今言いました、中国は経済的にはまさに相互依存関係にある大事なパートナーでもあります。ですから、日本としても、貿易の最大相手国でもありますし、投資ナンバーワンの国でもあります。そこと事を構えなければいけないことも想定しながら、今後対処していくかなければいけない。

そのときに、二〇一〇年の尖閣事案の後に、世界の六割のレアース生産をしている中国が、日本に対して事実上の禁輸措置を取るというようなことがありました。こういうことをやられて、日本がこの生産活動、企業活動、また経済が傷むということがあつてはならないというふうに思つています。そういう意味で、前回の尖閣事案、それと前後する形で、この元素戦略プロジェクトによつて、例えば、高性能磁石を作るために必要なレアース、その中のジスプロシウムを、レアースの中に入ったわけですけれども、それを研究開発によって代替材料を作つた。それによつて、過度な中国へのレアース依存をしなくて済むようになつた。これは元素戦略プロジェクトのまさに成りだというふうに思つています。

戦略を考える上で、これまで十年間にわたつて統けてきた元素戦略プロジェクトの成果について、簡潔にお答えいただければと思います。

○杉野政府参考人 失礼いたします。

資源の乏しい我が国にとりまして、安定的かつ

強靭な経済活動のために、レアースやレアメタルといった希少な資源の安定的な確保は重要な政治的課題です。また同時に、レアースやレアメタルに依存しない材料開発といった視点も大切重要なことと考えているところでございます。文部科学省では、資源リスクをサイエンスで克服する、こういうコンセプトの下に、希少な元素資源を用いない革新的な代替材料を創製することを目的といたしまして、二〇一二年度より、御指摘の元素戦略プロジェクト、これを十年間にわたりまして実施してまいりました。

その成果といたしましては、先ほど先生御指摘のように、ジスプロシウムを使わない高性能不才ジム磁石材料の開発を始めといたしまして、リチウム電池よりも高性能なナトリウム電池材料の開発、あるいはカドミウムなどの毒性元素を使わない高純度の半導体材料の開発といった成果が出てきおりまして、社会実装に向けて既に企業との共同研究のフェーズに進んでいるものも出てきているという状況でございます。

○吉良委員 ありがとうございます。

私自身も、ある意味では、政治の道を志した、一つのライフワークとして考へてゐるが、資源小国日本がどう生きていくかということでありますので、今の答弁の中で、資源リサイクルプロジェクトを、是非、文部科学省の中でも、イエンスで解決するということで、この元素戦略プロジェクトはもちろんですけれども、これに統一する一方で、過疎化や少子高齢化の急速な進展による継承の担い手の不足が顕在化したことへの対応が目的でございまして、まさに文化財保護のために必要な施策であるといふふうに認識しております。

なお、無形文化財や無形民俗文化財につきまして、登録を通じて適切かつ効果的に保存、活用することによりまして、観光振興や地方創生といつた他の行政目的に資するということも当然あり得ると考えておりますが、地方創生等を直接の目的としたものではないということだけは申し上げたいと思います。

○吉良委員 ありがとうございます。

実は、私、この法案説明を最初に聞いたときにぴんときたのはどうということかというと、歴史もあり芸術性もあるんだけれども、今現在のそこに住んでいる人たち、地域の人たちからは実はそれほど評価をされていてなくて、結果的に、特に無形文化財、無形民俗文化財については、単に人口減少が地域であるというだけではなくて、その魅力に欠けるがためになかなか扱い手がないというふうな無形文化財もあるのではないかと。私が思つたのは、今の、地域振興 자체が直接の目的ではないということでありましたので、私自身は地域振興も重要な要素だろうと思つて、いたので、であるならば、歴史は浅くとも、今現在そ

保護制度といたしましては、規制と手厚い保護を図る指定制度はあつたものの、有形文化財のよう

な、幅広い文化財に対しても緩やかに保護を図る登録制度はございませんでした。

今回の改正につきましては、この無形文化財及び無形の民俗文化財について登録制度を創設することで、書道や食文化などの生活文化も含め、これまで指定の対象とはならなかつた多様な無形の文化財について積極的に保護を図るということを目的としたものでございます。

これは、無形の文化財について、ユネスコ無形文化遺産保護条約の発効や文化芸術基本法の制定、改正などにより、その保護に対する認識が高まつて、一方で、過疎化や少子高齢化の急速な進展による継承の担い手の不足が顕在化したことへの対応が目的でございまして、まさに文化財保護のために必要な施策であるといふふうに認識しております。

なお、無形文化財や無形民俗文化財につきま

して、登録を通じて適切かつ効果的に保存、活用

することによりまして、観光振興や地方創生と

いつた他の行政目的に資するということも当然あ

り得ると考えておりますが、地方創生等を直接の

目的としたものではないということだけは申し上

げたいと思います。

○吉良委員 ありがとうございます。

実は、私、この法案説明を最初に聞いたときに

ぴんときたのはどうということかというと、歴史も

あり芸術性もあるんだけれども、今現在のそこに

住んでいる人たち、地域の人たちからは実はそれ

ほど評価をされていてなくて、結果的に、特に無形

文化財、無形民俗文化財については、単に人口減

少が地域であるというだけではなくて、その

魅力に欠けるがためになかなか扱い手がないとい

うふうな無形文化財もあるのではないかと。

私が思つたのは、今の、地域振興 자체が直接の

目的ではないということでありましたので、私自

身は地域振興も重要な要素だろうと思つて、いたので、であるならば、歴史は浅くとも、今現在そ

こに住む人たちから愛され、それから、特にパ

フォーマンスを伴うものであれば、それをやるこ

と、見ることによってその地域の人々が心豊かに

なる、だからまた、それを大事にしていきたい、

こういうような、無形民俗文化財まで至らないん

だけれども、無形民俗文化、それを支援する、大

事にすることの方が大事じゃないかということを

事務方の人に実はぶつけたんです。

それに対して、今回のこの改正案は、今言つた

文化ではなくて、あくまでも文化財だと。

実は、たこ焼きの例を出してしまして、たこ焼きというのには、それこそみんなから愛され、関西中にこれだけ広がつている食文化はないんだけれども、逆に今、それだけ広がつて、みんなから愛され、支持されているので、保護しなくても続いていく。だけれども、多くの、今言つた、歴史あるもの、芸術あるものが担い手不足によって残念ながら保護されないということがあるので、今回のこの法改正についてはそういうものをきちんと保護していくんだ。今言つた、文化財といふ形で支援していくというメニューもあるし、支援していきたいと。

同時に、当然、コロナ禍でいろんなイベントの中止に伴い、貴重な無形民俗文化を披露する場がなくなつてるので、そういうところに光を当てて、得心いきました。今回は、文化財、歴史あるもの、芸術性の高いもので、継承されなくなるおそれ、埋もれてしまうおそれがあるものをきちんと保護していく。今言つた、今現在の人々の心を豊かにして、そして人々から愛されている、だから今現在担い手がいるというのほどのメニューで支援していくということ、それを是非お願いしたいと思っています。

私の方から、ちょっと地元、大分市ではないんですけれども、大分県の一つの事例を紹介させてもらつて、文科を始め国としての支援をお願いしたいと思ってるんですが。

大分の中に、今は合併して佐伯市となつていま
すけれども、富崎との国境に近い宇目町という町
がありまして、そこに七百年続く鷹島屋神社とい
うのがあるんですね。そのお神樂があります。
私も何回も見に行つたんですけども、お神樂と
いうと、通常は非常に莊嚴、神様に奉納する舞で
すから厳かなんですね。その宇目町のお神
樂というのは、その莊嚴さ、嚴かさに加えて、時
に若者が演舞し始めると、本当にその舞台の上を
躍動、流れるように躍動していくんですね。です
から、それを一度見た人というのは、もう本当、
そのお神樂というのがもつとすごいのは、これ
は文科省の政策が功を奏していると思いますけれ
ども、地域に誇りを持とう、地域を見直そうとい
う教育がなされている中で、小学生の頃から子供
たちにお神樂というものを、興味を持つてもら
い、そして実際にそのパフォーマンス、演舞をし始めるんですね。

結果、何が起つたか。その中心人物たちは
今、二十代半ば後半になつていますけれども、
彼らが高校、大学を卒業したときに、例えば、東
京の大学に来ている子供たちも、子供というか
も、その神樂を守りたいからということで、わざ
わざ東京の就職先等をある意味では蹴つてとい
か返上して、大分と一緒にやつていた仲間が戻つ
てくるんです。

さつき言いました文化財と文化、その鷹島屋神
社に奉納するお神樂そのものも百年の伝統があ
る、神社そのものは七百年の伝統がある、そういう
の指定文化財には登録されています。
けれども、私がここで申し上げたいのは、そう
やって、今回のこの改正案は、地域振興とかを直
接的には目的とはしていない、けれども、貴重な
文化財、無形民俗文化財の担い手が減少している
ことに対しても危機感を抱いて作つてある法律で
す。そうであるならば、今私が言つたように、歴

史は場合によつては浅いかもしれない、けれど
も、今言つた、若者たちが、サケが生まれたとこ
ろに戻つてくるように、そのお神樂があるから
うのがあるんですね。そのお神樂があります。
私も何回も見に行つたんですけども、お神樂と
いうと、通常は非常に莊嚴、神様に奉納する舞で
すから厳かなんですね。その宇目町のお神
樂というのは、その莊嚴さ、嚴かさに加えて、時
に若者が演舞し始めると、本当にその舞台の上を
躍動、流れるように躍動していくんですね。です
から、それを一度見た人というのは、もう本当、
そのお神樂というのがもつとすごいのは、これ
は文科省の政策が功を奏していると思いますけれ
ども、地域に誇りを持とう、地域を見直そうとい
う教育がなされている中で、小学生の頃から子供
たちにお神樂というものを、興味を持つてもら
い、そして実際にそのパフォーマンス、演舞をし始めるんですね。

次長が答弁しましたとおり、今回は、歴史的、
伝統的な、消え入ってしまうんじゃないのかとい
う生い立ちがあつて、こういうことで皆さんが大
事にしてきたんだということを、この機会に足下
ないけれども、地元の皆さんからすると、こうい
う生い立ちがあつて、こういうことで皆さんが大
事にしてきたんだということを、この機会に足下
をしつかり見ていただきて、そして記録をしてい
ただく、調査をしていただく、その上で指定をし
ていただくということなので、本当に、きっかけ
をつくらせていただきますけれども、それをきっ
かけに、それぞれの自治体がそれぞれの自治体の
持つ、地域の持つ文化のよさというのを再発見し
ていただけるんじやないかと思うんです。

ここには書いてありませんけれども、昭和の時

代というの、どこの市役所にも村役場にも学芸

員というのが一人や二人や三人はいたんですけど
も、今、専門職で雇うという時代じゃなくなつ
てしましました。しかしながら、大学で学芸員の
資格を取つてある学生さんも大勢いるんですね。
うねというキックオフだと思いますので、そこか
ら、将来に向かつて育てていくことも同時にやつ
ていいかなと思っています。

今回、こういう法律を御提案させていただき
て、皆さんにお認めいただくなれば、これがある
意味、オール・ジャパンで地域文化を大事にしよ
う。

史は場合によつては浅いかもしれない、けれど
も、今言つた、若者たちが、サケが生まれたとこ
ろに戻つてくるように、そのお神樂があるから
うのがあるんですね。そのお神樂があります。
私は大分に戻るんだ、その町に戻るんだ、こうい
う無形民俗文化、これを、今回の法律ではないに
しても、今後もつともっと支援をしていただきた
い、このようになってるところであります。

も、萩生田大臣に、今回の法律は法律で理解しま
すけれども、今後そういった、地域を守り育てて
いく、何か活性化させていく貴重な無形民俗文
化、もつともっと支援をしていただきたいと思つ
ていますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○萩生田国務大臣 先生、政策というのは、法律

が大事にしていただけなきつかけになつて、
もしかするとこの中から全国区へ名を上げるす
ばらしい文化もどんどん出てくるんじやないかと
いふことを期待しています。

あわせて、必ずしも、年月によつて裏打ちをさ
れたものだけじゃなくて、例えば、よさこいなん
というのは、なんつて言つたら怒られちゃうんで
すけれども、よさこいといふのは、まだそんなに
歴史はないですね。北海道の中学校で、非常に学
校が荒れて、それを何とかしたいという先生が
ソーラン節を近代的にアレンジして、大漁旗など
を振りながら集団でみんなでダンスすることを
やつたら、それがすごく、みんなが心が一つにな
なつて、これはいいというで全国にだんだん広
がってきて、今やソーラン節がかかつてゐるよさ
こい大会はなくなつちやいました。違う音楽で
やつていますよね。

ですから、文化というのは生き物だと思います
ので、歴史が浅くとも、これからどんどん伸びて
いく。いや、我が町こそはこれは大事にしたいん
だというものがあれば、直ちに指定ということに
はならないかもしれません、それは文化芸術創
造拠点形成事業などの補助金などで応援をしなが
ります。

ありがとうございます。

○左藤委員長 次に、畠野君枝君。

○畠野委員 日本共産党の畠野君枝です。

文化財保護法改正案について伺います。

前回の委員会の冒頭に、萩生田光一文部科学大

臣から発言がございました。提出された法案に関
わり誤りがあつたということです。国民の皆さん

に関わることですので、しっかりと国民の皆さんに報告するよう求めています。

さて、初めに、文化財保護法改正案の趣旨について、萩生田大臣伺います。

○萩生田国務大臣 書道や茶道、華道、食文化を始めとする生活文化について、近年、文化芸術基本法に位置づけられたことも踏まえ、無形文化財やユネスコの無形文化遺産にしたいとの要望が寄せられるなど、無形の文化財の新たな保護措置を検討すべき状況になつてきました。

また、地域のお祭りなどについて、過疎化や急速な少子高齢化などによる担い手不足などの理由により、存続の危ぶまれる事態が増えていくとの指摘があり、さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて公開の機会が減少したことなどにより、一層厳しい状況になつております。今回の文化財保護法の改正は、文化審議会の企画調査会の報告を踏まえ、第一に、無形文化財及び無形の民俗文化財において、先行する有形文化財等の制度を参考にしながら、従来の指定制度に加えて登録制度を創設するものです。

また、平成三十一年四月に施行された文化財保護法改正により、文化財保存活用地域計画が制度化され、各地域の文化財の把握が進む中、地域の実態に合わせた多様な保存、活用の仕組みが求められています。

このため、第二として、現在は条例等により独自に実施されている地方登録制度を法律に位置づけるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設をし、地域の文化財保護の取組を促進し、あわせて、国、地方の文化財保護制度の体系的整備を図るものでございます。

○畠野委員 今大臣も御答弁されました、地域

に根差した無形の文化財を保護する、これは大事だと思います。

第三回国連防災世界会議が二〇一五年三月十四

日から十八日まで宮城県仙台市で開かれ、仙台防

災枠組二〇一五一一〇三〇が採択されました。大

事だったと思うんです。この世界会議の枠組みの

中で、仙台防災枠組に文化遺産をどのように統合し得るかを検討した国際専門家会議である東京戦略会議の開催を始め、東京、仙台、それぞれでシンポジウムが開催されました。文化遺産と防災の関連性に関する議論が活発に行われたと伺つてお

ります。

その中で、特に、東日本大震災からの復興過程でのコミュニティの再建との関連で、文化遺産の持つ意義が再確認されたと伺つております。その具体的な内容について伺います。

〔委員長退席、原田(憲)委員長代理着席〕

○矢野政府参考人 お答えいたします。

東日本大震災におきましては、文化財に関して

極めて大きな被害がございました。

一方で、文化庁といたしまして、独立行政法人

東京戦略会議では、当時の文化庁文化財部の齊藤

孝正文化財鑑査官、今回伺いましたら、現在、東京文化財研究所の所長をされておられました、そ

の齊藤さんが、文化遺産と地域社会のレジリエンスという基調講演を行つています。

例えば、宮城県気仙沼市で、津波で市街地は壊

滅的な被害を受けたが、地域にある一景嶋神社の鳥居を再建し、六か月後には例大祭が行われたことや、また、今次長も御報告されました、地震の揺れと液状化の被害が国の重要伝統的建造物群

保存地区に及んだ千葉県香取市では、地域が一体

となつて復興祈願をかけて恒例の祭りが実施され

たことなどが紹介され、無形の遺産が心の復興を支え、有形の遺産が記憶の継承を支えながら、生

活の再建や町の復興に活力をもたらす、文化は、被災地域の人々がきずなを取り戻し、生活再建に取り組む活力となるもの、そのためには、生活に

根づく様々な遺産に目を向け、これらを地域や国

の防災計画に位置づけながら守つていくことが重

要と述べておられます。

こうした議論を受けて取りまとめられた東京戦

略会議の結論文書、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告は、その基本的な考え方として、文化遺産を次のように位置づけていま

す。文化遺産は、コミュニティの強さやレジリ

エンスの源とみなせるものであるがゆえ、コミュニ

ティーが全ての局面、例えば、計画、減災、災

害時対応、復旧で災害に取り組むことを助ける有

用なツールとなり得る、文化遺産は、単なる災害

これらの事例は、地域において受け継がれる無形の民俗文化財がいかに地域住民の心のよりどころになつていたか、こういうことを示すものだと考へているところでございます。

○畠野委員 今、東日本大震災から十年を迎えた今年、当時亡くなられた方もいらしたということ改めて哀悼の意を表したいと思います。

先日、東京文化財研究所に伺いました、大変学ばせていただきました。

二〇一五年三月十一日から十三日に開催された

東京戦略会議では、当時の文化庁文化財部の齊藤

孝正文化財鑑査官、今回伺いましたら、現在、東

京文化財研究所の所長をされておられました、そ

の齊藤さんが、文化遺産と地域社会のレジリエンスという基調講演を行つています。

例えば、宮城県気仙沼市で、津波で市街地は壊

滅的な被害を受けたが、地域にある一景嶋神社の鳥居を再建し、六か月後には例大祭が行われたことや、また、今次長も御報告されました、地震の揺れと液状化の被害が国の重要伝統的建造物群

保存地区に及んだ千葉県香取市では、地域が一体となつて復興祈願をかけて恒例の祭りが実施され

たことなどが紹介され、無形の遺産が心の復興を支え、有形の遺産が記憶の継承を支えながら、生

活の再建や町の復興に活力をもたらす、文化は、被災地域の人々がきずなを取り戻し、生活再建に取り組む活力となるもの、そのためには、生活に

根づく様々な遺産に目を向け、これらを地域や国

の防災計画に位置づけながら守つていくことが重

要と述べておられます。

こうした議論を受けて取りまとめられた東京戦

略会議の結論文書、国際専門家会合「文化遺産と

災害に強い地域社会」勧告は、その基本的な考え方として、文化遺産を次のように位置づけていま

す。文化遺産は、コミュニティの強さやレジリ

エンスの源とみなせるものであるがゆえ、コミュニ

ティーが全ての局面、例えば、計画、減災、災

害時対応、復旧で災害に取り組むことを助ける有

用なツールとなり得る、文化遺産は、単なる災害

時の救済対象なのではなく、災害復旧や、更に重要なこととして、持続発展のための効果的なツールになり得る。

こうした認識は、文化遺産が、単に守られる対象にとどまらず、守ることを通じてその地域の人々に生きる力を与える、積極的な意義を持つものであると私たちに問いかけています。

萩生田大臣は、文化遺産の持つこうした意義について、どのように御認識されていらっしゃいますか。

○萩生田国務大臣 今先生から御紹介がありまして、災害の復興において、地域において伝承され、親しまれてきた文化財が果たす役割というのは非常に大きいと考えております。

東日本大震災においては、文化財について甚大な被害があつた一方で、先ほど次長も紹介しましたが、谷田川先生のお地元の香取市の佐原の大祭

ですが、谷田川先生のお地元の香取市の佐原の大祭ですか、こういったものを含め、地域の祭礼や行事が民俗芸能や復旧復興を牽引し、被災した住民の皆さんを元気づけてきたと認識しております。

古くは、私の地元も、戦後、ちょうど夏に終戦を迎えて、秋口にどこからともなく始まつた祭りのおはやしが皆さんを勇気づけて、そして、祭りをやろうということから町の復興が始まつたといふことを先輩たちから聞いたこともあります。

私は、東日本の震災直後は担当が福島県でございましたが、馬追をどうするかというのをすごくみんなが

まして、何度もお邪魔していたんですねけれども、まだ行方不明者が大勢いたり、災害のがらをどうするかというような議論をしている会議のとき

に、馬追をどうするかというのをすごくみんなが

真剣に話していく、一体何の話をしているんだろうなと。馬追って何ですかと聞いたら、相馬野馬追というお祭りを今年やるかどうかというのを真剣に皆さんがその会場で会議をしているのを見

て、ちょっととびっくりしたんですね。そんな余裕あるのかなと思ったんですけども、しかし、それはやはり地域の皆さんを奮い立たせる大きな要因であつたなど、後になつてすごく肌で感じたところでございます。

有形無形の文化が持つそいつた力とというものは、説明に限りがある、超える大きな力を持つて

いるんだと思いますので、文化の復興は心の復興であり、地域や地域の復興のよりどころとなるものであることを常に意識しながら、文化財行政に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○畠野委員 大事な御答弁でした。

我が国の文化財保護は、こうした国際的な議論の到達点を踏まえて取り組んでいく必要があると思います。

国内で唯一、系統的に無形の文化財を調査研究し、記録の保存を担っているのが、先ほど御紹介した東京文化財研究所です。第三回国連防災世界会議でも重要な役割を果たされました。

そこで伺いますが、独立行政法人文化財機構東京文化財研究所となつた二〇〇七年度と今年度の研究所に対する運営費交付金は、それぞれどうなっていますか。

〔原田(憲)委員長代理退席、委員長着席〕
○矢野政府参考人 ちょっと、お答えする前に訂正させていただきたいんですけれども、先ほど福島県の女川町というふうに申し上げましたけれども、宮城県の誤りでございますので、大変失礼いたしました。

御質問でございます、二〇〇七年度と今年度の独立行政法人文化財機構東文研の運営費交付金についてでございます。

人件費を除いた額でございますが、二〇〇七年度は五億七千万円、二〇一二年度は三億八千六百万円となつてているところでございます。

○畠野委員 先ほど、文化財の保護に関する国際的な認識の発展について触れました。大臣も、その重要性について答弁されました。

今回の文化財保護法の改正は、無形の文化財の登録制度を設けて、地方の登録制度も法的に位置

づけて、幅広く文化財を保護しようとするものであります。

その点では、東京文化財研究所を始めとする国

立文化財機構が果たす役割がますます重要になります。付金も微増にとどまり、東京文化財研究所の運営費交付金は削減されているということですから、

萩生田大臣、法改正の内容にふさわしく、研究所の予算増、定員増など、必要な予算を確保するべきではないでしょうか。

○萩生田国務大臣 東京文化財研究所を設置、運営する独立行政法人国立文化財機構の運営費交付金につきましては、前年度に比べ四億円増加をしております。

独立行政法人国立文化財機構では、設置する各博物館、研究所の機能を相互に連携させることなどをにより、総合的に文化財の保存、活用に取り組んでいるところです。

引き続き、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図り、次代に継承する取組を充実していくためには、先生御提案のように、しっかりと予算を増やして、また人員も増やして対応していくことが望ましいと私も思いますので、頑張ります。

○畠野委員 是非、大臣、頑張ってください。

本改正案で、国による無形の文化財の登録制度が創設されます。国内には、地域の祭りや郷土料理など、放置しておくと消滅などの可能性が高い無形の文化財が数多く存在します。また、無形の文化財は人から人へと伝えられ継承していくも

うということです。

そこで、私は、まず、今年度の予算ではどのく

なるのか、伺います。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

あくまでもこの法案を国会においてお認めいた

だいた場合でございますけれども、令和三年度の無形文化財と無形の民俗文化財の新規登録は合わせて、これは初年度でございますので五件程度と

見込んでおります。

それらへの支援として、記録の作成、伝承活動、普及、広報等のための費用を補助するということとしておりまして、一件当たり百五十万から二百万円程度、合計約九百万円ぐらいを想定しているところでございます。

○畠野委員 これは法律が通ったことということですけれども、これが一回ということで、今後はまた検討ということになるわけですね。はい、分かりました。

それで、現在、地方の制度としては、法律に規定されている指定制度や条例に基づく独自の登録制度がありますが、それらに対する国の支援はどうなっているかということと、また、今回の法改

正で地方登録制度が法律に規定されることになり方についての意見も出されていました。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

地方登録制度が法律に規定されることで、地方への財政支援の仕組みはどう変わるのか、伺いま

つ、法案が成立した際には必要な支援について適切に検討してまいりたいと考えております。

○畠野委員 これは法律が通れば来年度から実施されるという制度だと思いますけれども、地方登録制度を法律に位置づけて、地域の無形、有形も含めてですけれども、文化財を保護・促進をしよ

うというのならば、国による財政支援を抜本的に強化する必要があるというふうに思つんです。大臣に一言だけ御認識を伺いますけれども、ちょっと、私もいろいろと地域を回って伺つてきましたので、それを御紹介したいと思います。神奈川県内なんですが、川崎市を伺つてまいりました。小向の獅子舞は、県指定無形民俗文化財に指定されています。獅子舞の獅子頭なんですけれども、伺いましたら、羽根がオナガと違う、でも何だからといって、その子供たちが参加するんですね。は、十年に一度、この羽根を全部取り、そして漆を塗る、そういうことも必要になつていて。その後者が、地域の子供たちが参加するんですけど、中学生になると部活などでやめてしまう、今は、お孫さんは何とか引き継いでくれそうだと

う恥みを伺いました。

それから、稻毛神社は、川崎山王祭り宮座式が県選択無形民俗文化財に選択されています。これは、専任の神主がいない地方の神社で氏子の代表者が神事を行うという中世で見られた制度を引き継いで、関東地方では非常に珍しいということです。十年に一度の装束の新調も、今、富司さんを始め神社が負担をしていらっしゃるということで

いたしました。

それから、川崎大師引声念佛・双盤念佛、これは、川崎市重要習俗技芸の一〇一九年に指定されましたが、地方登録制度は各地方公共団体が自らの判断で実施するものでございまして、指定登録制度と同様に国庫補助による支援を行なうことは、現在のところは想定していないところでございま

す。こうした現状にある無形の文化財について、不足により存続が危ぶまれるものも多くあります。このように登録制度をつくり、幅広く文化財を保護しようと、大変努力になると喜ばれているということです。かねをたたくんですが、右と左がありまして、普通に録音すると、どちら先にたたいたか分からぬ。ですから、やはりそういう録音の仕方もいろいろと御苦労されているし、かねを

たたきますので、これがいつ壊れるか分からぬ。そして、朝早い取組なので、御近所の方の取組で支えられていて、やはりここでも後継者のことについての御配が寄せられました。

少し伺つただけでもたくさんの方の要望と課題があ

るんだなというふうに勉強させていただいたんですけれども、やはり、こういった制度を國の法律に位置づけていくとしたら、先ほど今後の検討ということだったんですが、総務省とも協議になると思つますが、しっかりと財政的な支援を抜本的に強化していくことが必要だと思うんで

すけれども、大臣、御所見いかがですか。

○萩生田國務大臣 先ほど来答弁申し上げていますように、これはある意味、初めの一歩だと思います。将来的には國もそういうふうに思つて、困つてゐる文化財の継承のために補助を出すようなことのメニューをつくることができれば理想的だなというふうに思つていただくというのが今回の方案でございますので、そういうふうに思つておられるところです。

○畠野委員 それで、もう一つだけ。東京文化財研究所に伺いましたら、やはり三昧線作りについて伺つたんです。大変危機感を持つておられました。

私は、地元の邦楽器店に伺いましたら、やはり三昧線の作製や修理という点では、この間、舞台公演や演奏会が中止される中で、大変御苦労をされている。やはり、愛好者が増えないと支えられないといふ。

それから、先日、国会には、能楽や寄席の団体の皆さんのが来られまして、例えば能楽でいうと鎌倉薪能がコロナによって中止になつたとか、あるいは、落語は三百六十五日開けてこそ成り立つのがれども、それができなくなつていてと。こういったものも是非支援を強めていただきたいといふことを一言申し上げたいと思うのです

が、大臣、いかがでしょうか。

○萩生田國務大臣 今御披露いただいた東京和樂器というのは、たまたま私の地元にある企業で、全国の半分以上をそこで三昧線を作つていると

シェアの半分以上をそこで経営者は、このコロナの中で仕事を減つてきて、やめようということを従業員の皆さんとも相談をして、廃業すると決めて、それが報道に出たことをきっかけに、多くの皆さんから支援が集まり、また、文化庁としても、現場をきちんと見て、これは保存すべき技術だなということ

で、今年度から新たにその指定をさせていただいて、技術継承のための支援を行うことにさせていただきました。

我々が気がつかないうちに埋もれてしまふ、朽ちていってしまう文化あるいは技術といふものは、国内にたくさんあるんだと思います。ここは、この法案の成立をきっかけに、アンテナを高く上げて、そして、国として、地方の皆さんと伴走できる、そういう体制を人のにも財政的にも充実させ

ていく、それがこれから課題だと思っていますので、今あるメニューもありますから、それを上手に使いながら、先ほど来お答えしているよう

に、深化させていきたいなと思っています。

○畠野委員 是非、取組を強めていただきたいと

いうふうに思ひます。

文化財保護法は三年前に大きな改正がされ、二〇一八年改正では、過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸、扱い手不足が喫緊の課題となつてゐるため、未指定の地域の文化財の掘り起こしを含め、地域社会が総がかりで文化財の保護に取り組めるようにするため、都道府県が策定する大綱を勘案して、市町村が文化財保存活用の計画化を推進する仕組みを法律化いたしました。また、計画の認定を受けければ地域の文化財を国の登録文化財に提案できる制度も盛り込まれました。

今まで、文化財の登録制度新設について、都道府県数、地域計画を策定した市町村数、地域件数は、それぞれどうなつてますか。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

まず、文化財保存活用大綱でございますけれども、三十八の道府県において策定されておりまして、また、一件の登録有形文化財について国に対しての登録の提案がなされており、現在、提案内容を精査しているところでございま

す。

更に言いますと、今年度中に七道県において大綱を策定するというふうに聞いてございまして、大多数の都道府県において今年度中の策定完了が見込まれております。

また、地域計画につきましては、四十以上の自治体から今年度の認定に向けた相談を受けており、今後も地域における取組を着実に支援してまいりたいと考えております。

○畠野委員 今回の改正案の内容を検討した企画調査会では、飛驒市の市長さんから、少ししかり調査をしたりと、保存したりといふことになる

と、学芸員の力がどうしても必要になる、文化財の保存活用地域計画もそなうなんですが、なかなか私ども今踏み切れないのはマンパワーの不足

があるところが大きな要因でありまして、そうすると、その後、特に学芸員不足といふことをどう解消するのかということが一つの論点としてあると発言されています。

市町村が文化財保存活用地域計画を作成するに当たつても、専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるということです。

○矢野政府参考人 お答えします。

無形文化財の登録制度の円滑な実施のためには、地方において専門人材の確保を含めた体制の整備を図ることが重要と考えております。

この点につきましては、本法案の基になりましては、専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

○矢野政府参考人 お答えします。

無形文化財の登録制度の円滑な実施のためには、地方において専門人材の確保を含めた体制の整備を図ることが重要と考えております。

この点につきましては、本法案の基になりましては、専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

あわせて、一番多い埋蔵文化財担当者の状況と併せて、無形文化財に関する専門的な知識や経験を持つ者はそれ平均で何人配置されているのか、伺います。

○矢野政府参考人 お答えいたします。

先ほど委員が御指摘になりました調査によると、記念物、埋蔵文化財の専門的知識、経験を持つ職員の配置状況は、これはそれぞれ平均でござりますので、都道府県が二十・五名、端数ということは本当はあり得ないですが、あくまでも平均でございます、二十・五名、政令市と中核市を除く一般市が二・八名、町が〇・八名、村が〇・三名となっております。

さらに、無形文化財に関する職員につきましては、都道府県が〇・四名、一般市が〇・一名、町、村が〇・〇三名となっているところでござります。

は、都道府県が〇・四名、一般市が〇・一名、町、村が〇・〇三名となっているところでござります。

は、都道府県レベルではこれからどうやっていくのかという状況です。

だから、自治体任せで進むのかということがあります。

は、文化財専門職員の配置の必要性、どのようにお考えですか。

は、無形文化財も含まれるわけですから、今あつたように、都道府県レベルでも極めて少ないわけです。市町村レベルではこれからどうやっていくのかという状況です。

だから、自治体任せで進むのかということがあります。

は、文化財専門職員の配置の必要性、どのようにお考えですか。

は、地方において専門人材の確保を含めた体制の整備を図ることが重要と考えております。

この点につきましては、本法案の基になりましては、専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

専門知識を持つ職員や学芸員など、専門人材の確保は非常に重要になつてくるといふことです。

<p>だきたいというふうに考へてあるところでござります。</p> <p>○畠野委員 最後に、萩生田大臣伺いますが、先ほど学芸員のお話をされておられました。一九七三年に公立博物館の設置及び運営に関する基準が作られまして、都道府県、指定都市の設置する博物館には十七人以上の学芸員又は学芸員補を置く、市町村の設置する博物館には六人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとされていましたが、二〇〇三年の基準改正で削除され、「必要な数」となつてしまつたんですね。</p> <p>しかし、そういう根拠がなくなつてしまつたものですから、そういうものをしっかりともう一回見直して、文化財保護を担うにふさわしい体制を再構築していく必要があると思うんですけども、最後にそのことだけ伺います。</p>
<p>○萩生田国務大臣 昨年まで百四か所の日本遺産の指定をしました。このときにも私同じことを申し上げて、やはり調査、記録、保存をするには専門性の高い職員がいてくれないと、全く通訳ができなくなつてしまいます。</p> <p>そういう意味で、時代が変わりましたけれども、この時代に改めてまた専門性を持つた学芸員の必要性というのは求められているんじゃないかなことは重要であり、進めていくべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、当然のことではございますけれども、予算や人員等の制約により、保存の対象となるものは、ごく一部の、重要なふうに認定された、あるいは重要な文化財に限られ、大半のお祭りや伝統工芸、食文化等は十分な記録の保存等がなされておりません。</p> <p>しかしながら、地方のお祭りや伝統工芸、食文化等は、少子高齢化、過疎化の急速な進展により後継者が不足していて、お祭りとか、後継ぎのいない高齢の職人による地域の伝統工芸や、その地域で特別な日にだけ食べられるような、そういう郷土食等の多くが消滅の危機に瀕しております。</p> <p>こういった記憶が日本から失われていくというのれはやむを得ないことでございますけれども、そのものに関するプラットフォーム、映像等の資料。</p> <p>今、本当に進んでおりまして、本当に媒体も安くなっているわけですね。昔は、NHKなどは、</p>
<p>し、おっしゃるように、必要性があれば、専門性の高い、専門職としての学芸員の配置を再び必要とする時代が来るんだと思うので、今ちょっと過渡期だと思いますので、よく地方自治体とも連携を取りながら頑張つてまいりたいなと思います。</p> <p>○畠野委員 しっかりと支援を求めて、質問を終わります。</p> <p>○左藤委員長 次に、青山雅幸君。</p> <p>○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青山雅幸でございます。</p> <p>本日は、大変貴重な質問の機会、ありがとうございます。</p> <p>山雅幸でございます。</p> <p>早速ですけれども、伺わせていただきます。</p> <p>まずは、消滅の危機にある無形文化財、無形民俗文化財に関する資料のデジタル保存についてお伺いします。</p> <p>文化財保護法の一部改正により、幅広く文化財の裾野を広げて保存、活用を図つていくということことは重要であり、進めていくべきものと考えます。</p> <p>しかしながら、当然のことではございますけれども、予算や人員等の制約により、保存の対象となるものは、ごく一部の、重要なふうに認定された、あるいは重要な文化財に限られ、大半のお祭りや伝統工芸、食文化等は十分な記録の保存等がなされておりません。</p> <p>特に変容、衰退のおそれが高いものについては、計画的に映像、報告書等により記録化を進め、後世においても参照できるよう記録保存を図つているところでございまして、今後も取組を進めていくとしております。</p> <p>加えまして、今般の法案では、文化財保護の裾野を広げる観点から、指定に至つていない無形の文化財を対象として国の登録制度を創設することとしており、これらの取組を通じまして、文化財の適切な保護を図つてまいりたいと考えております。</p> <p>○青山(雅)委員 ありがとうございます。</p> <p>一步前進ということは大変よく理解できます。</p> <p>更にそこから、御提案なんですか、その登録云々ということになると、どうしても敷居が高い。そこまで至らなくとも、やはり地域でどんなことが行われていたか、こういう記録保存といふのは非常に重要なことです。そういう記録保存のものに関するプラットフォーム、映像等の資料。</p> <p>今、本当に進んでおりまして、本当に媒体も安</p>
<p>け、消滅の危機にある地域固有のお祭りや伝統工芸、風俗習慣、郷土食等について、保護まではできないとしても、記録だけでも残していく必要がある、こう考えます。例えばNHKの「新日本風土記」など、今見ても、大変貴重な映像などいつも思うわけですけれども。</p> <p>こういったことに關して、現在、文化庁ではどのような施策が講じられておるでしょうか。</p> <p>○矢野政府参考人 お答えいたします。</p> <p>文化庁におきましては、文化財保護法の規定に基づきまして、重要無形文化財又は重要無形民俗文化財以外の無形の文化財のうち特に必要があるものを記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択し、その保護を図つているところでございまして、昭和二十九年の制度創設以来、無形の文化財については六百五十件を選択しております。</p> <p>特に変容、衰退のおそれが高いものについては、計画的に映像、報告書等により記録化を進め、後世においても参照できるよう記録保存を図つているところでございまして、今後も取組を進めていくとしております。</p> <p>加えまして、今般の法案では、文化財保護の裾野を広げる観点から、指定に至つていない無形の文化財を対象として国の登録制度を創設することとしており、これらの取組を通じまして、文化財の適切な保護を図つてまいりたいと考えております。</p> <p>○萩生田国務大臣 先ほど次長が答弁をしましたが、文化庁では、これまで指定している以外の無形の民俗文化財に関し、文化財保護法第九十一条の規定により、変容又は消滅してしまう懸念があるものについて記録の作成などを行ってきたところです。この場合の記録は、従来は文書資料として作成されることが多かつたわけですが、近年は映像を資料として作成、保存するものも増えています。</p> <p>こうした映像記録はユーチューブに順次公開を進めていますし、また、我が国の多様な文化遺産に関する情報を集約したポータルサイト、文化遺産オンラインを構築しており、無形の民俗文化財を含む国や地方の文化財等の情報発信に努めています。</p> <p>こうしたポータルサイトを今後更に充実強化し、先ほどの記録作成の映像や画像など、様々なデジタルデータとリンクをさせて、豊富なデータベースをオンラインで提供できるような取組をしてまいりたいとこの機会に考えております。</p> <p>○青山(雅)委員 すばらしい取組だと思います。</p>

是非どんどん広げていただきたいと思います。続まして、通告の順番を若干変えて、医療法について聞かせていただきます。もし時間がありましたら、現代の美術作品に関するものにまた戻つてまいりますけれども。

医療法について、今、御承知のとおり厚労委員会で審議が進んでいるわけですねけれども、医師の多い少ないを決めるのは、医学部の定員に結局帰結してくるわけですね。なぜかといえば、今、医師の国家試験の合格率は非常に高いのですから、医学部の定員が増えれば自然と医師も増えてくる。

ところが、御承知のとおり、結局、医師の増減を決めているのは医学部の定員で、そこが厳重に管理されているがゆえになかなか増ええてこない。そして、今の新型コロナのパンデミックでも、医師不足によって、欧米の十分の一くらいの患者数あるいは重症者数死者数をいかないけれども、御承知のとおり、各地で大変な混乱と医療逼迫が起きていて、日本医師会の会長が医療壊滅とまで口にされるような事態が来ているわけです。

こういったことは予見できそうな話でもあります。予見できなかつた、我が国はしてこなかつた。なぜ既に、日本の感染研に当たるロベルト・コッホ研究所というところで、このパンデミックシナリオというのを、まさに、本当に、今回の事態を八年前に予見しているようなシナリオを書いて、そこから着々と体制を練ってきた。こういうようなナショナルセキュリティに關する備えというのは、私は日本にも絶対必要だと思います。

感染症に関して言えば、それには医師の数というのが要るわけですね。医師の需給予測というのを見ますと、昭和三十五年頃に人口十万当たり百五十人という目標が立てられた。昭和四十八年に、閣議決定で、無医大県の解消構想が立てられておりました。昭和五十六年に琉球大学医学部が開設され、昭和六十一年に、今度は全国の医師が一割過剰と

いうふうなことが言われ始めて、一〇%削減が言

われて、医学部定員が八千三百人前後に削減され、平成十二年には更に定員が減つて七千六百九十五人、こういう流れで来ているわけです。

ところが、皆さん御承知のとおり、今度は勤務医不足がずっと言われ始めまして、医療崩壊とかいう話が今度また出てきました。平成十八年には、二〇一二年には医師の需給が均衡するだろうと言われたんですけれども、英断で、平成二十年六月に骨太の方針二〇〇八で医師増員が決められました。令和元年度には、今、九千五百五人。だまして、令和元年度には、今、九千五百五人。だから、減ったときには七千六百人くらいまで減つたのが、今、九千五百人と、定員は増やしているわけです。

そうしたところ、実は平成三十年の閣議決定で、医師の需給推計に基づいて、将来的な医学部定員の減員に向けて、医師養成の方針について検討すると。今度はまた減らすという話なんですね。

お分かりのとおり、この推計については、医師の需給推計に基づいて、将来的な医学部定員の減員に向けて、医師養成の方針について検討すると。今度はまた減らすという話なんですね。

ならなくて、行つたり来たり行つたり来たりして、それによつて非常に現実が振り回されてい

る。今足りないことは間違いないわけで、それに

よつて日本中が大騒ぎになつてゐるわけですか

ら、今ここで減らすという話は幾ら何でもないんじやないかなと私は思うわけです。

単純な絶対数だけじゃなくて、御承知だと思ひますけれども、地域によつて、例えば、いわゆる過疎地であるとか、東北地方であるとか、そういうのが要るわけですね。

医の問題なわけですから、こうしたことについて、強制力を持つた手段が取れないんですから、基本、やれることとすれば、絶対数を増やすというしかないわけですね。

絶対数を増やすと、私は弁護士でもあるんですけれども、司法試験がいきなり、合格者が二倍以上になつて、三倍近くになつて、全国の過疎地隅々にまで弁護士が行き渡つたということがあるわけです。五年くらいで行き渡りました。

そう考へると、やはり地域のお医者さんが少ない、地域の偏在と、大誤題があるわけですから、厚労省はいろいろ言つていますけれども、やはり文科省は文科省で見識を持つて、厚労省が言つたからそのとおりではなくて、特に地方はそうなんですか、お医者さんを、つまり医学部の定員を増やすということについて、是非、進言というか政策をつくつていただきたいと思うわけですけれども、その点について大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○萩生田国務大臣 医学部医学科については、昭和五十七年及び平成九年の閣議決定により、抑制方針に基づいて定員の削減を図ることとされています。一方、医師の偏在は依然として課題であることから、平成二十年度以降、医師不足地域や診療科目での勤務を条件とする地域枠を中心に医学部定員を臨時に増員してきております。令和三年度現在で、医学部入学定員総数は九千三百五十七人となつております。

先生今おつしやつた問題意識は我々も共有しております。

一方、医師の偏在は依然として課題であることから、平成二十年度以降、医師不足地域や診療科目での勤務を条件とする地域枠を中心に医学部定員を臨時に増員してきております。令和三年度現在で、医学部入学定員総数は九千三百五十七人となつております。

先生今おつしやつた問題意識は我々も共有して

おりまして、今回、このコロナ禍で、医師が足りないというワードが出てくるんですけれども、潜在的に医師資格を持つてゐる人が足りないのではなくて、必要なところに必要な医師を配置ができておらず、あと、専門科目も、これもやはり非常に

果があると思うんですね。これからは、やはり診療科目をどうマッチさせいくか。

それはもう、学んだ学生さんたちが国家資格を取れば、どういう診療科目につくかは、御本人の選択の自由はもちろんあります。しかし、それで

は、総体的な数を増やすとしても、ちょっと弁護士さんの例を出されましたけれども、弁護士さんはども、医師の場合、やはり専門科を決めてしまいますと、それ以外のことができません。

例えば、分かりやすく具体的に申し上げれば、産婦人科医が足りないという地域で医学部の定員を増やしても、誰も産婦人科を目指してくれなかつたら、これは結果として、何年たつてもその充足ができないわけですから、こういったことを、このコロナをきっかけに、厚労省とも胸襟を開いて話し合いをしていこうということを今省内でも整理をさせていただいております。

医学部定員の在り方については、厚生労働省の有識者会議である医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会において、将来の医師の需給の観点を踏まえつつ検討が進められているものと承知していますが、御提案がありましたように、文科省としても、本検討会の議論の結果を待つだけじゃなくて、しっかりと人材育成をするという使命を持って、厚労省ともしっかりと連携した上で、地域や大学の事情などをしっかりと見ながら、適切に対応していきたいし、声を上げていきたいと思っております。

○青山(雅)委員 文科省としてもきちんと声を上げてくださるという今の御答弁、大変重要なとおっしゃっています。是非そのようにお願いしたいと思います。

今、大臣、せつかく丁寧な御答弁いただいたので一点だけ申し上げると、御承知のとおり、大学教育の中で専門科が決まっていくのは、六年卒業してから、研修に入つてから、研修の中でどこの

<p>科目にするか選んで、綱引きが始まるわけですね、うちの科へ来いという。ですから、必ずしも六年のところで専門性が決まるわけではないので、いつでも再教育は可能なわけです。しかも、日本は今、標榜医制度を取っていますので、いや、本当にこの人は内科のこと詳しいのかなと思うような方が内科をやつてたりする。それがいいとは言いません。</p> <p>ただ、今のお話ですと、再教育ということも積極的にやつていて偏在をなくしていくということもあり得ると思いますし、そういうこともできれば、教育ですから、文科省としても少し関与していただきたいんですけれども。</p>
<p>○森生田国務大臣 今先生御提案あつた再教育と通告していませんけれども、もしその点について何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>○森生田国務大臣 今先生御提案あつた再教育といふのは、具体的にメニューを持つてあるわけじゃないんですけども、例えば、百名の定員の卒業生が、美容整形に五十人、皮膚科に三十人、眼科に二十人しか就職しなかつたら、これは地域医療を支える人たちがなかなか出てこない。救命も必要だし、産科や小児科も必要だし、という地域事情とマッチしないというのが今の現状だと思います。</p> <p>おっしゃるとおり、大学卒業即ドクターになるわけじやなくて、研修に進みますから。ただ、昔の研修医制度のように、徒弟制度のような縦の系列で、望むと望まざるとにかかわらず、これは昔の政治もそうだったと思います、文部科学委員会に入りたくなくても来いと言われば行くみたいも考へられますし、中には皮膚炎になっちゃう子もいます。それから、子供にとって深刻なのは、表格を取得した後というのは、御本人の意思というものが尊重される傾向にあることは否めないと思います。</p> <p>したがつて、地域枠と同じように、今、私、全國の知事の皆さんとも話しているんですけれども、せつかく奨学金制度が充実してきました。医</p>
<p>学者になるという選択肢がなかつた学生さんが、奨学金を使って、その地元の県や何かとも連携をして、いつでも再教育は可能なわけです。しかも、日本は今、標榜医制度を取っていますので、いや、本当にこの人は内科のこと詳しいのかなと思うような方が内科をやつてたりする。それがいいとは言いません。</p>
<p>ただ、今のお話ですと、再教育ということも積極的にやつていて偏在をなくしていくということもあり得ると思いますし、そういうこともできれば、教育ですから、文科省としても少し関与していただきたいんです。</p>
<p>○青山(雅)委員 御答弁を聞いていると、厚労省は本当に縦割りが強くて、なかなか通じない。是非、文科省の方から動かすということで、日本の今の偏在を直していくことについては御努力いただきたいたいと思います。</p>
<p>続きまして、これは非常に深刻な問題で、先週通告していませんけれども、もしその点について何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。</p> <p>○森生田国務大臣 今先生御提案あつた再教育と申しますが、多分日本で一番、不要な規制について、子供たちの心身がむしばまれている、こういう現状があるわけですね。</p> <p>これに関しては、私、文科省の衛生管理マニュアルを見ましたけれども、大変よくできているところですけれども、今、コロナが非常に長期化して、子供たちの心身がむしばまれている、こういう現状があるわけですね。</p> <p>科省だと思っています。</p> <p>その意味で、文科省の今の取組を大変評価していますが、いきなり百人以上増えて、四百</p>
<p>ではなるべく排除しようという姿勢があるのが文部科学省だと思っています。</p> <p>内訳を見ると、二枚目をめくつていただくと、各小学校に届いていない。</p> <p>例えばマスクですね。マスクがどこまで必要なのかという話がありまして、特に子供です。WHOも十二歳未満の子供には推奨しているわけではありませんが、いきなり百人以上増えて、四百七十九人です。</p>
<p>まず一枚目は、小学校から高校までの通算ですけれども、二〇一九年まで大体三百人前後で推移していたものが、いきなり百人以上増えて、四百七十九人です。</p> <p>内訳を見ると、二枚目をめくつていただくと、非常に数は少ないですけれども、小学校の子でも倍になってしまっている。それから、中学、高校の子供たちは一・五倍くらいになつてしまつてゐる。</p> <p>三枚目をめくつていただくと、一番多感な年頃である高校生の女子の方は二倍くらいまで増えちやつてているんですね。これはどう考へてもコロナ禍の影響しかないわけですが、世の中で二〇一九年と二〇二〇年で変わつたのはコロナしかないわけですね。これをつけてみると、一つに</p>

けていたら本当にマスクを授業中している必要があるのか。あるいは、もっと言えば、登下校時には、恐らく、非常に都会の密集したようなところでなければ、田舎なんかはマスクをつけなくともいいはずなんですね。

そういったことに関する是非御検討いただきたいんですけれども、それに関して大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○瀧本政府参考人 お答え申し上げます。

マスクの着用についてですけれども、学校に対しては、感染症対策の専門家の見解も伺い、マスクの着用について、先ほど御指摘いただきました衛生管理マニュアルの中でも、身体的距離が確保できる場合は着用の必要がないこと、あるいは、活動の態様や児童生徒の状況に応じて取り外すなど、臨機応変な対応が必要であること、特に幼児については無理に着用させる必要はないことなどを周知させていただいているところでございま

す。

実は、このマスクの着用については、これまでも、その時点での状況や知見を踏まえて、この学校衛生管理マニュアルの内容を見直しをしてきていたところでございます。約一年前の第一版においては、常時マスクの着用が望ましいとしておりましたが、その後の知見等を踏まえて、今申し上げたような形に見直しをしてきているところでございます。

ただ、換気についても、今御質問の中でございましたが、この新型コロナウイルス感染症については、一般的には飛沫感染や接触感染によりうつるとされておりますので、飛沫感染を防ぐ観点からも、換気が重要でありますけれども、換気と併せて、身体的距離が十分に取れない場合にはマスクを着用することが基本的な感染症対策とされています。ところどころでございます。

今後とも、子供たちの状況に応じながら必要な対策が講じられるよう、マスクの着用に関する新たな知見あるいはその他の事柄についても、新たに基づいて、必要に応じこの衛生管理マ

ニユアルを見直しをさせていただきながら、学校に対して必要な情報提供を速やかに進めてまいります。

しゃつたとおりだと思います。

今も触れた衛生管理マニュアルの内容も大変すばらしいものだと思います。現時点での最新の知見を踏まえたものになつてあると思います。問題は、それが徹底していないこと、あるいは周知されていないこと。

この点については、是非大臣から、聽することなく管理者が、学校の校長先生であったり、市の教育委員会であつたり、あるいはスポーツクラブの代表者、監督、コーチであつたりが、その精神でもつてやつていくことを是非ここで強く呼びかけたいと思います。体育のとき、しなくていいんだようか。

○萩生田国務大臣 言うならば、未曽有のウイルスと今戦いを続けています。先生がおっしゃった現場の声というのはよく分かりますし、私たち国としては大きな方針を示していますので、その中で、ガイドラインを上手に使いながら、現場現場で、必ずしも画一的な対応を求めるわけじゃなくて、それはそれでよろしいんだと思いません。

したがって、大きな方向としては、三密を避けなくて下さい、手洗いやうがいを奨励してください、マスクをつけていただいて、できる限りソーシャルディスタンスを取ってくれとこの方向を変えますと、やはりこれは混乱すると思うのですが、これが大変な価値を生むような現代美術であるとか、ちょっと驚くようなことが出ているわけです。

最近、現代美術、いろんなことがあります。それから、まだ時間がございます、最後に一問、飛ばしてしまいました現代美術のことについてお伺いしたいと思います。

例えば、町の中にいきなり絵が描いてあって、それが大変な価値を生むような現代美術であるとか、ちょっと驚くようなことが出ているわけですけれども。

原則として制作後五十年を経過していない作品については、これまで文化財保護法の対象とはされていなかつたんですけど、このような美術作品の中には、国際的な評価が高まり、海外に流出してしまったものもあります。の中には貴重な、国民的な財産と言えるものもあるという指摘もなされています。

そういう現代の美術作品に関して、やはりこのことは、是非教育現場の皆さんがそれぞれ判断をしていただきたいなというふうに思つております。

逆に、外していいですよと私が言えれば、これはたいと思います。

○矢野政府参考人 今、青山委員から御指摘いたしました文化審議会文化財分科会企画調査会の報告書におきまして、こうした美術作品について、例えば、学術的な調査研究が進み、系統的に網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、幅広く保存、活用していくためには有効な方策を文化審議会文化財分科会等において検討すべきというふうにされているところでございます。

私たちとしては、こうした指摘も踏まえ、今後、文化財分科会等におきまして、登録基準の見直しも含めて、現代の美術作品の扱いについて、文化財保護の観点からしっかりと議論してまいります。

○青山(雅)委員 價値が出て一旦流出してしまうとなかなか元に戻せない、買い戻せないということもあります。是非積極的に御検討をお願いします。

本日は、貴重な機会をありがとうございます。

○左藤委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○左藤委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

内閣提出、文化財保護法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○左藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○左藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○左藤委員長 次回は、来る十四日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

令和三年五月二十一日印刷

令和三年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P